

第2期内灘町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

内灘町

はじめに

近年、少子・高齢化の進行、核家族など社会が急激に変化するとともに、地域のつながりの希薄化により、子育ての支援や協力を得ることが困難となる中、子育てに不安感や孤立感を抱えている保護者は少なくありません。

本町においても、近年、出生数が減少傾向にある中、家庭や地域の子育て力の低下や、虐待、不登校など、子どもを取り巻く環境に深刻な課題が懸念されており、保育ニーズの多様化や相談窓口の拡充など、子どもや保護者に対する支援や、地域全体での子育て・親育ての支援が求められています。

このような中、本町では、全ての親が安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長できる町づくりを実現するために、このたび「第2期内灘町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

未来を担う子ども一人ひとりが健やかに育ち、親が子育てを通して喜びに満ちた生活を送るため、町全体で子育てに参加できるよう「つながり」を大切にし、子どもたちに関わる全ての関係者が一体となって、子どもの成長と自立を支援し、「内灘町に住んでよかった」と思ってもらえるよう、町民の皆様のご理解のもとに本計画を推進してまいりますので、何卒ご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を頂きました「内灘町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

内灘町長 川口 克則

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	
2	位置づけ	
3	計画期間	
第2章	子どもと子育てを取り巻く現状.....	3
1	内灘町における少子化の現状	
2	子育て支援事業の現状	
3	ニーズ調査の結果	
第3章	計画の基本的な考え方	19
1	大切な視点	
2	基本理念	
3	基本目標	
4	計画の体系	
第4章	施策の展開	23
1	地域における子育て支援の充実	
2	乳幼児及び児童並びに保護者の健康の確保及び増進	
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
4	職業生活と家庭生活との両立の推進	
5	保護や特別な支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備	
第5章	事業計画.....	34
1	教育・保育提供区域の設定	
2	第1期計画の実績及び幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	
3	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
4	地域の子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	
第6章	計画の推進に向けて	58
1	推進体制	
2	計画の進行管理	
第7章	資料編.....	59
1	内灘町子ども・子育て会議委員名簿	
2	内灘町子ども・子育て会議設置条例	
3	策定経過	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度（子ども・子育て支援新制度、以下、「新制度」という。）を構築するため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定後、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

内灘町では、平成17年3月に次世代育成対策推進法に基づく、「内灘町次世代育成支援地域行動計画」（前期計画）を、また、平成22年3月には後期計画を策定しました。平成27年3月には、「内灘町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や内灘町の子どもや子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期内灘町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であると同時に、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年成立）に基づいて策定された「内灘町次世代育成支援地域行動計画」の後継計画として位置づけます。

「第5次内灘町総合計画」を上位計画とし、その他各個別計画との整合性を図りながら定めます。

3 計画期間

第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、社会情勢の変化に鑑み、必要に応じて適宜見直しを行います。

本計画の期間と関連計画

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
国	●子ども・子育て支援新制度				●幼児教育・保育の無償化						
			●子育て安心プラン								
				●新・放課後子ども総合プラン							
石川県	いしかわエンゼルプラン2015					いしかわエンゼルプラン2020					
内灘町	第5次内灘町総合計画										
	第1期子ども・子育て支援事業計画										
				ニーズ調査	計画策定	第2期子ども・子育て支援事業計画					

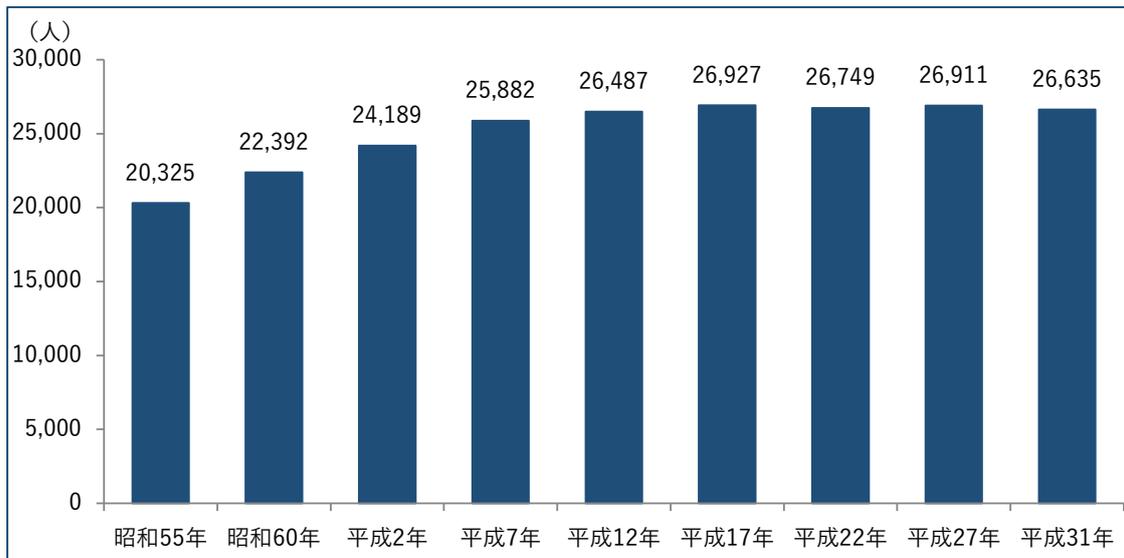
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

1 内灘町における少子化の現状

① 少子化の動向

内灘町の人口は平成12年以降26,000人台で推移しており、平成31年は26,635人となっています。

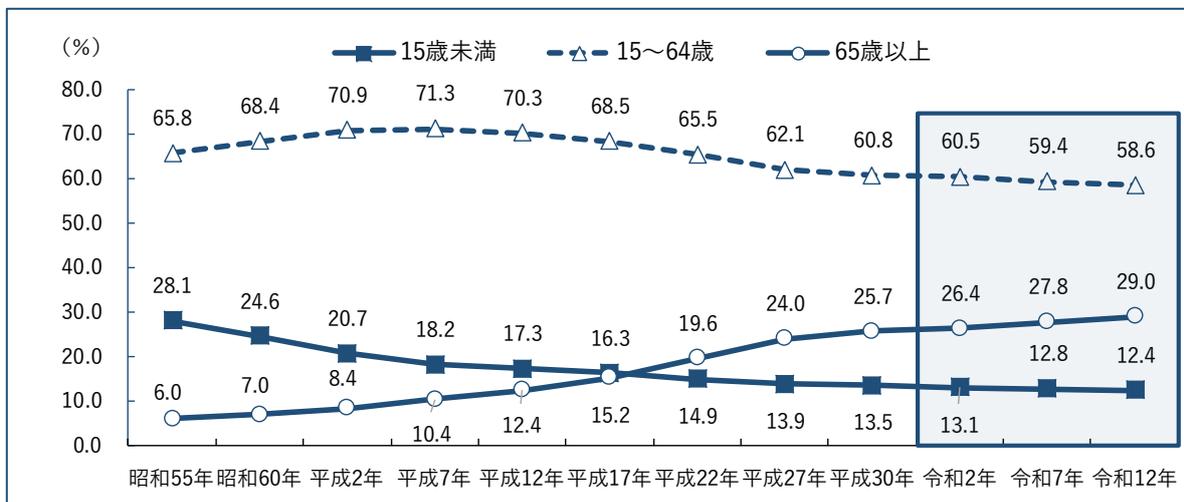
グラフ1 総人口の推移（内灘町）



(資料：住民基本台帳)

年齢3区分別人口割合は、15歳未満及び15～64歳の割合が下降傾向にある一方で、65歳以上は上昇を続けており、平成30年は25.7%となっています。さらに高齢化が進めば、令和12年には65歳以上が約3割になると考えられます。

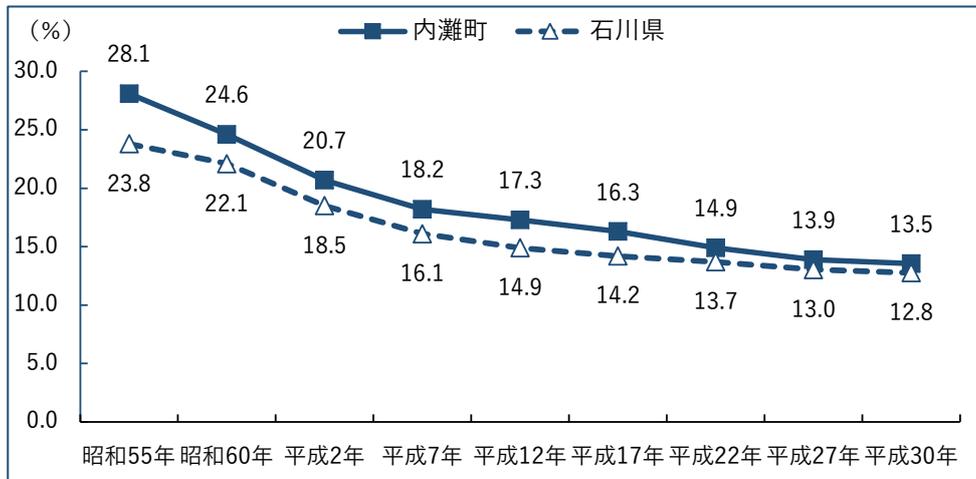
グラフ2 年齢3区分別人口割合の推移（内灘町）



(資料：国勢調査、住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所)

15歳未満の割合は下降傾向にあり、平成30年は13.5%となっています。また、昭和55年から平成30年のいずれの年においても、内灘町が石川県をわずかに上回っています。

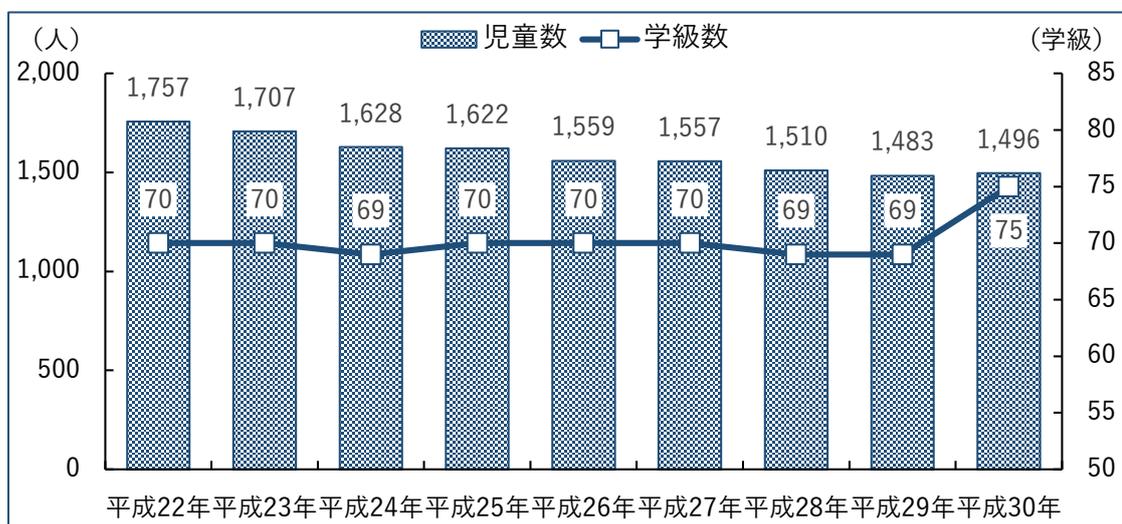
グラフ 3 15歳未満の子どもの人口割合の推移（石川県・内灘町）



(資料：国勢調査、石川県の人口と世帯、住民基本台帳)

小学校児童数が年々減少を続けるなかで、平成30年は1,496人と微増しましたが、平成22年と比較すると261人減となっています。学級数は70学級前後で推移していましたが、平成30年は、白帆台小学校の開校に伴い学級数が増加し、75学級となっています。

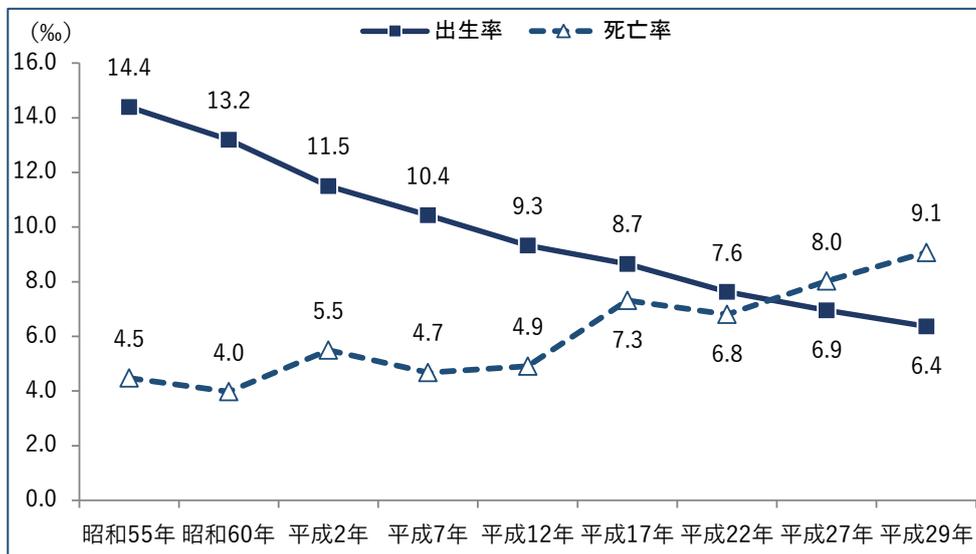
グラフ 4 小学校の児童数および学級数の推移（内灘町）



(資料：学校基本調査)

出生率は下降傾向、死亡率は上昇傾向にあり、平成 29 年は出生率が 6.4‰、死亡率が 9.1‰となっています。昭和 55 年と比較すると、出生率は 8.0 ポイント下降しており、少子化が進行していることがうかがえます。また、死亡率は昭和 55 年から平成 29 年にかけて、4.6 ポイント上昇となっています。

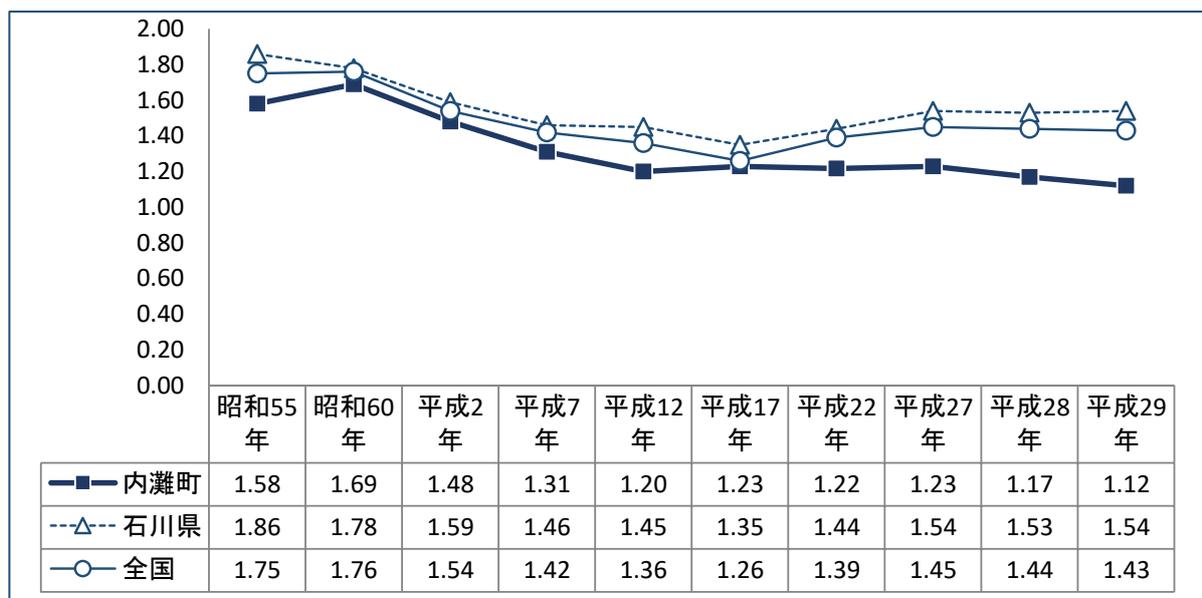
グラフ 5 出生率および死亡率の推移（内灘町）



(資料：住民基本台帳、人口動態統計)

内灘町の合計特殊出生率*は、昭和 60 年の 1.69 が最も高く、それ以降は減少傾向にあり、平成 29 年は 1.12 となっています。また、石川県や全国と比較し、低い水準で推移しています。

グラフ 6 合計特殊出生率の推移（全国・石川県・内灘町）

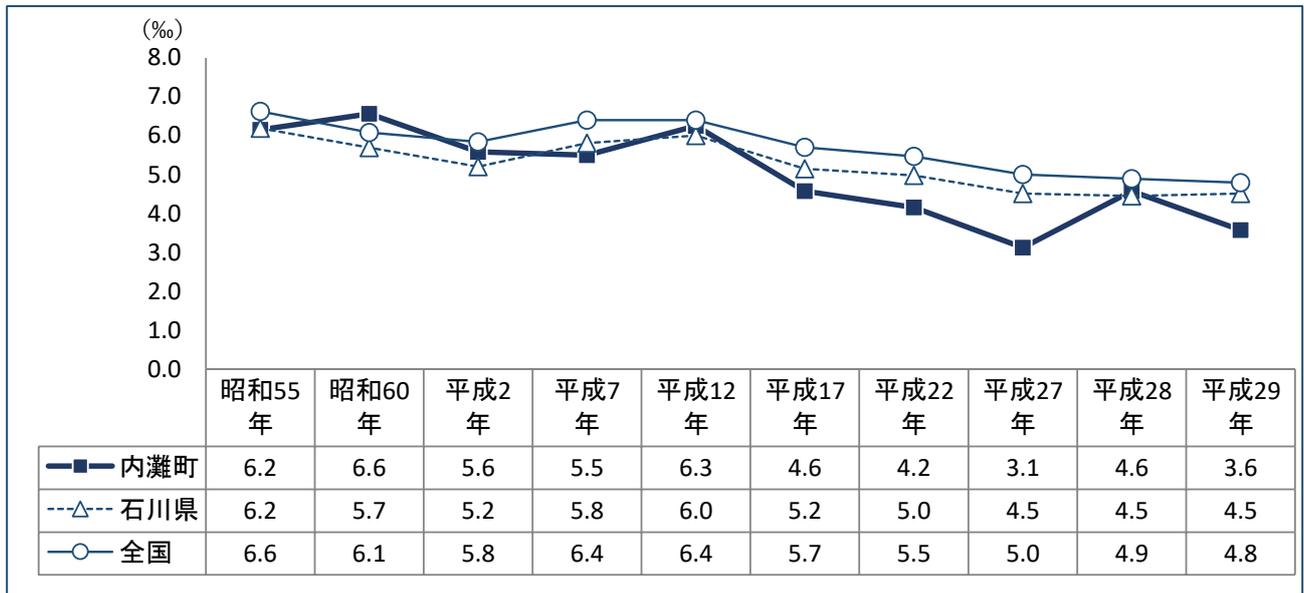


(資料：衛生統計年報、人口動態統計特殊報告)

*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

内灘町の婚姻率は減少傾向にあり、平成 29 年は 3.6‰となっています。昭和 55 年から平成 29 年にかけて、石川県と全国は約 3 割減であるのに対して、内灘町は約 4 割減となっています。

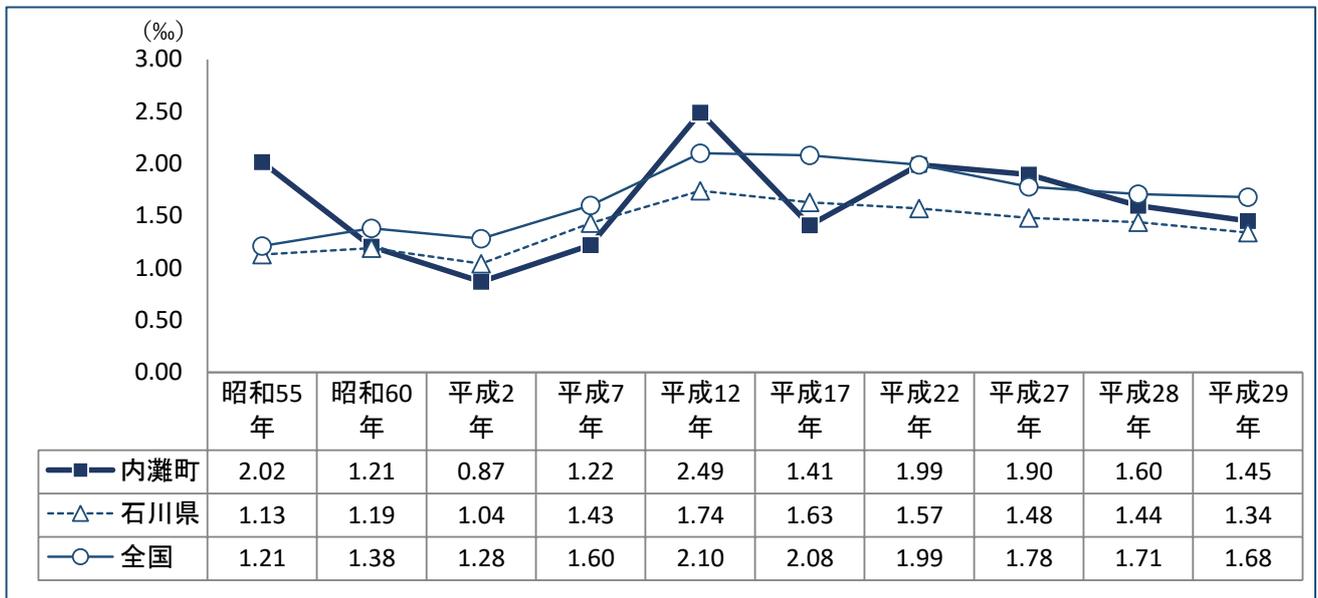
グラフ 7 婚姻率の推移 (全国・石川県・内灘町)



(資料：住民基本台帳、人口動態統計、衛生統計年報)

内灘町の離婚率は、上昇と下降を繰り返しており、平成 29 年は 1.45‰となっています。内灘町・石川県・全国のいずれも平成 12 年が最も高くなっており、以降は減少傾向となっています。

グラフ 8 離婚率の推移 (全国・石川県・内灘町)

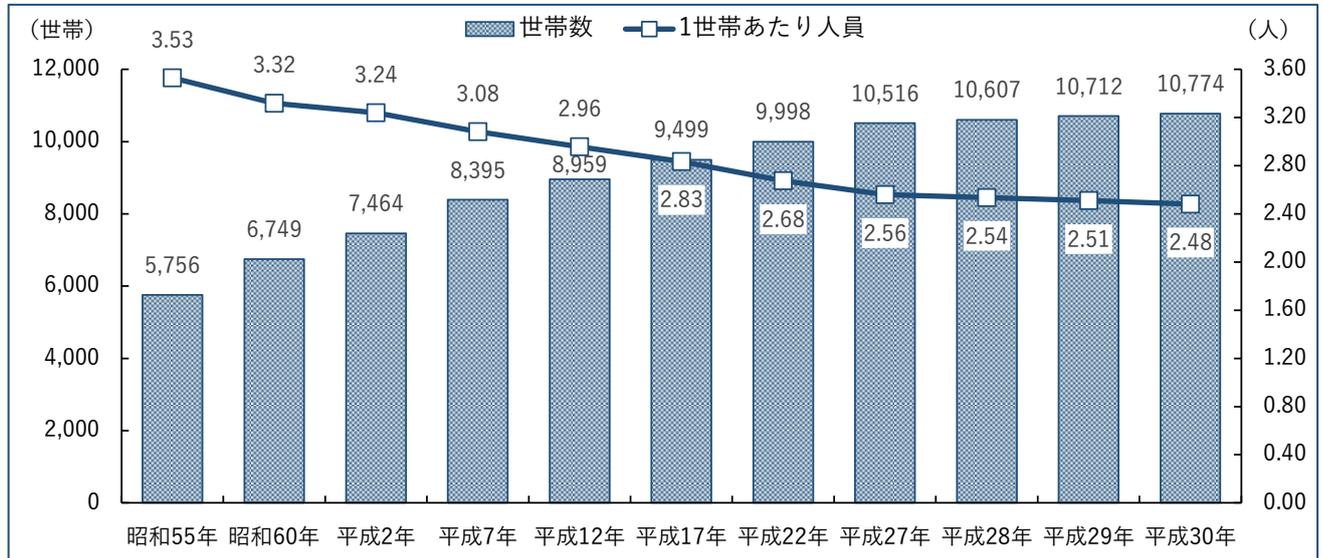


(資料：住民基本台帳、人口動態統計、衛生統計年報)

② 家庭の状況

内灘町の世帯数は年々増加を続けており、平成30年は10,774世帯となっています。一方で、1世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、核家族世帯や単身世帯が増加していることがうかがえます。

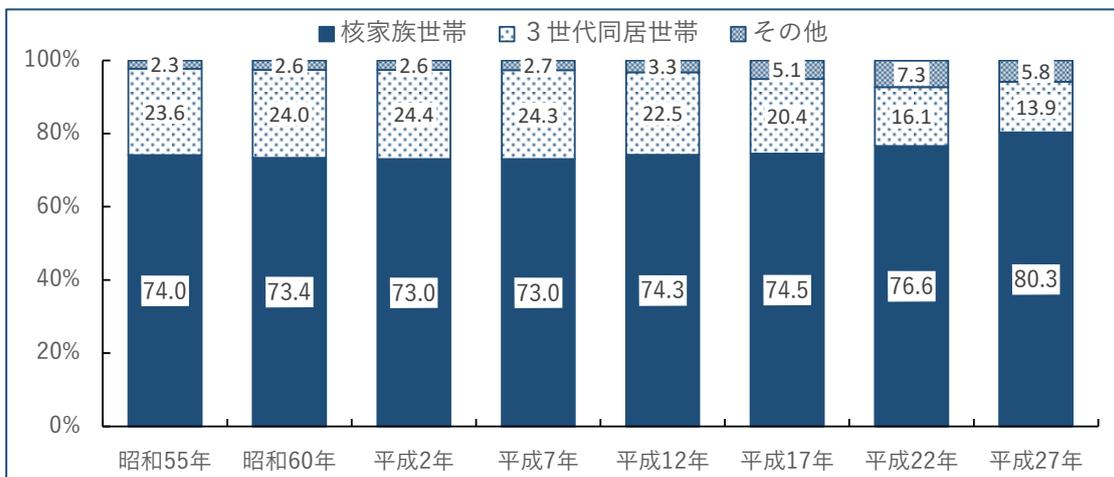
グラフ 9 世帯数および1世帯あたりの平均世帯人員の推移（内灘町）



(資料：内灘町統計書)

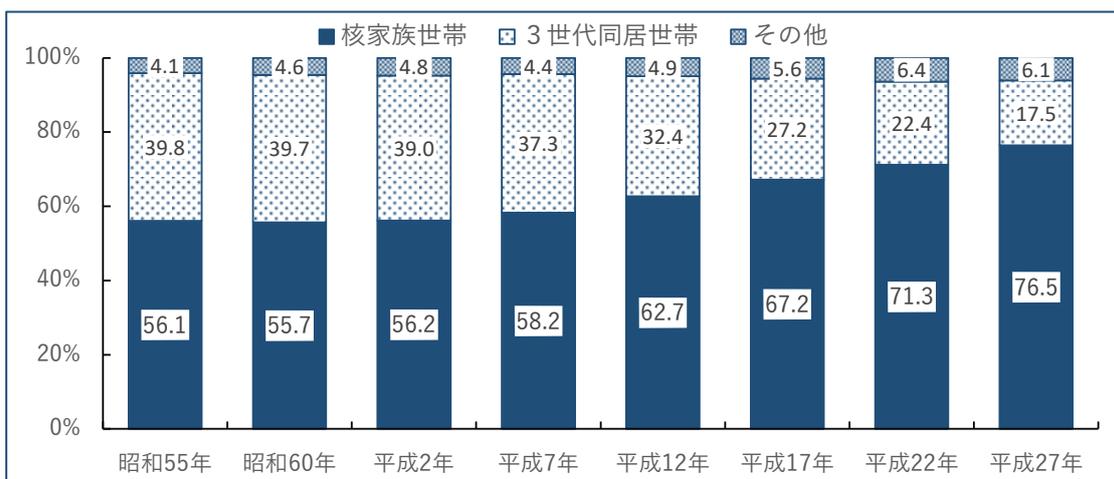
内灘町の18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成をみると、核家族世帯が占める割合が高く、また増加傾向にあり、平成27年は80.3%となっています。石川県と比較すると、いずれの年でも核家族世帯は高く、3世代同居世帯は低くなっています。

グラフ 10 18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移（内灘町）



(資料：国勢調査)

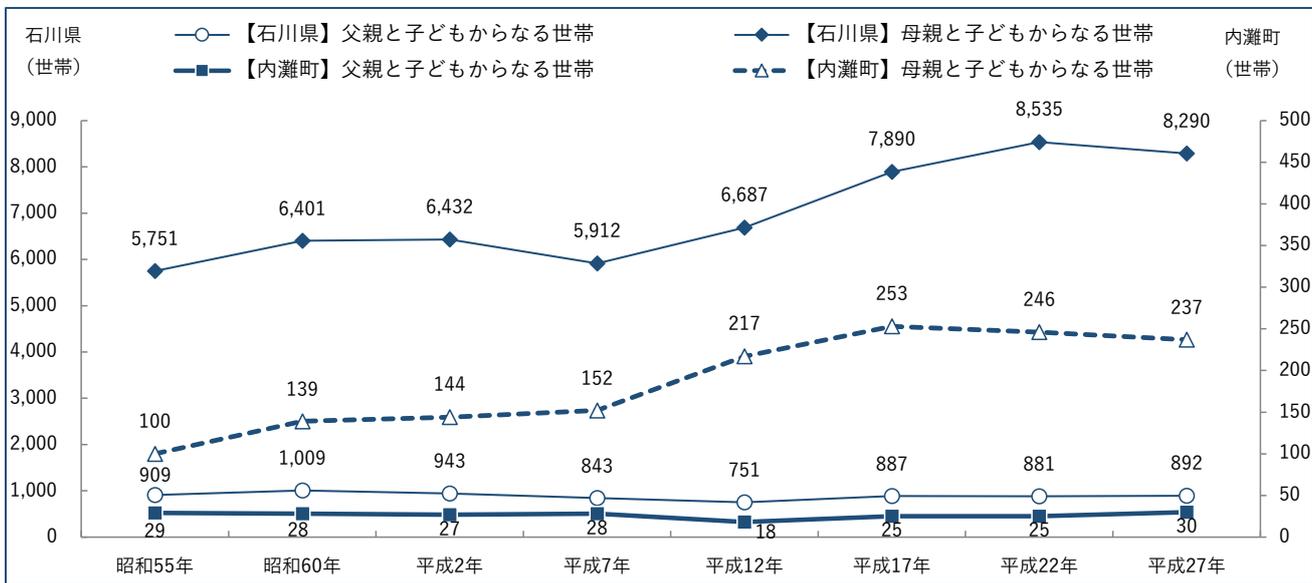
グラフ 11 18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移（石川県）



(資料：国勢調査)

18歳未満の子どものいるひとり親世帯数をみると、平成17年までは母親と子どもからなる世帯が増加傾向となっており、その後減少し、平成27年は237世帯となっています。昭和55年と比較すると、2.37倍となっています。

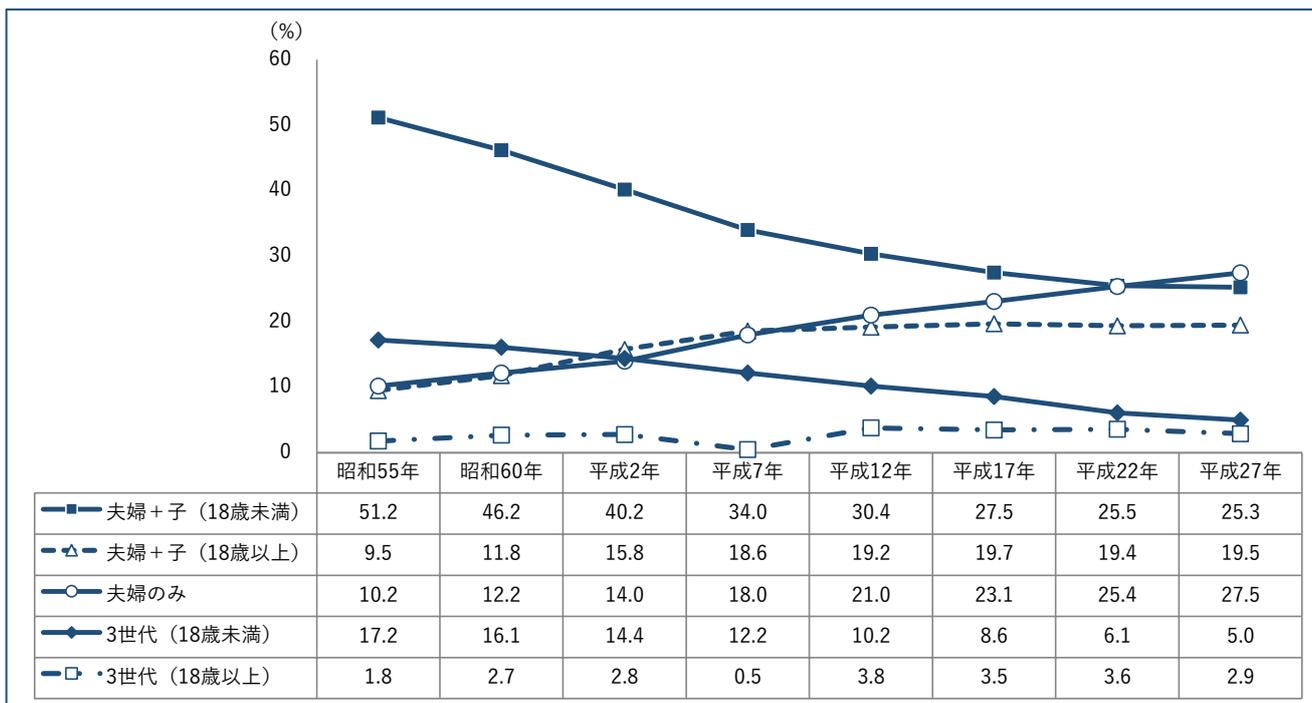
グラフ 12 18歳未満の子どものいるひとり親世帯数の推移（石川県・内灘町）



(資料：国勢調査)

内灘町の夫婦のいる世帯割合をみると、夫婦のみ世帯が上昇傾向にある一方で、夫婦と18歳未満の子どもからなる世帯が年々下降しており、昭和55年から平成27年にかけて25.9ポイント下降しています。また、18歳未満の子どものいる3世代世帯も下降傾向となっています。

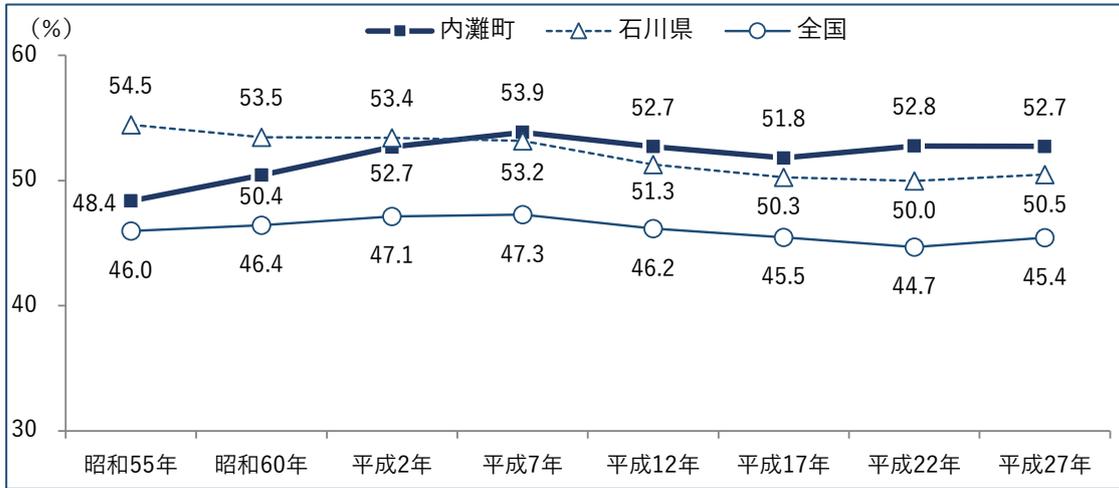
グラフ 13 夫婦のいる世帯の家族類型別世帯割合の推移（内灘町）



(資料：国勢調査)

内灘町の女性の就業率をみると、50%前後で横ばいに推移しており、平成27年は52.7%となっています。内灘町では核家族世帯が多く、共働き家庭が多いため、昭和55年以降、全国よりも高い値で推移しています。加えて、平成7年以降は石川県よりも高い値となっています。

グラフ 14 女性の就業率の推移（全国・石川県・内灘町）

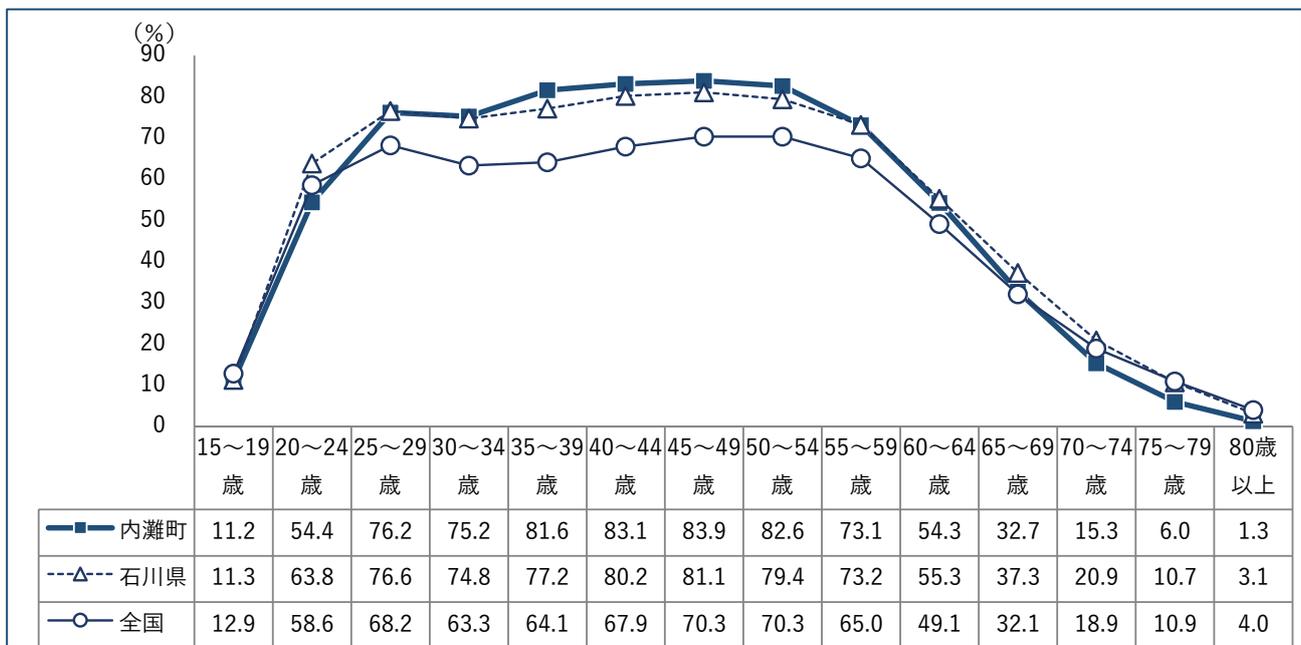


(資料：国勢調査)

女性の年齢区別の就業率は、出産や育児等によって離職する人が多い、20代後半から30代後半にかけて低くなる傾向にあるため、グラフが「M字型」を描くとされています。

平成27年度では、25歳から59歳までのすべての年代で70%以上と、20代後半以降の落ち込みが小さくなっています。全国と比較すると、35～39歳でもっとも差が大きく、17.5ポイント全国より高くなっています。

グラフ 15 女性の年齢区別就業率 平成27年（全国・石川県・内灘町）



(資料：国勢調査)

2 子育て支援事業の現状

町内では次表のような子育て支援を実施しています。

表 1 教育・保育施設でのサービスの実施状況（令和元年度）

	保育所（園）名	定員 （人）	サービスの実施状況						一時 預かり	体調 不良児 保育
			延長 保育	乳児 保育	1歳児 保育	障害児 保育	休日 保育			
町立	向栗崎保育所	160	●	●	●	●	●	●	●	
	北部保育所	50	●	●	●	●		●		
私立	鶴が丘保育園	120	●	●	●	●	●	●	●	
	大根布保育園	90	●	●	●	●	●	●	●	
	内灘はまなす保育園	180	●	●	●	●	●	●	●	
	白帆台保育園	160	●	●	●	●	●	●	●	
	幼保連携型認定こども園 千鳥台幼稚舎	127	●	●	●	●	●	●	●	
	幼保連携型認定こども園 向陽台保育園	90	●	●	●	●		●	●	
	幼稚園型認定こども園 誠美幼稚園	145	●	●	●	●		●	●	

- はサービスを実施している教育・保育施設
 - 町立保育所は、土曜の延長保育は未実施
 - 乳児保育はすべての施設で産休明けから
- （資料：子育て支援課）

表 2 教育・保育サービス等の利用状況

単位（人）

保育サービス項目		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
通常保育	0歳児	入所児童数	45	46	39	37	39
		待機児童数	0	0	0	0	0
	1～2歳児	入所児童数	333	355	344	332	339
		待機児童数	0	0	0	0	0
	3～5歳児	入所児童数	585	672	694	710	702
		待機児童数	0	0	0	0	0

- 各年度の4月1日現在の児童数
- 管外受託及び委託児童数を含む

（資料：子育て支援課）

表 3 保育所（園）・認定こども園定員の推移 単位（人）

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
公立	210	210	210	210	210
私立	783	940	910	912	912
計	993	1,150	1,120	1,122	1,122

（資料：子育て支援課）

表 4 町内・保育所（園）・認定こども園の入所児童数の推移（各年度 3 月 31 日現在） 単位（人）

年度		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
公立	0 歳	20	19	17	18
	1 歳	33	30	26	24
	2 歳	30	39	37	31
	3 歳	32	31	45	40
	4 歳	34	32	35	46
	5 歳	30	35	34	35
	計	179	186	194	194
私立	0 歳	96	91	103	85
	1 歳	143	139	133	139
	2 歳	130	165	154	148
	3 歳	157	177	199	187
	4 歳	163	195	175	196
	5 歳	161	188	196	179
	計	850	955	960	934

・管外受託児童数を含む（委託を除く）

（資料：子育て支援課）

表 5 幼稚園の園児数の推移（各年度 5 月 1 日現在） 単位（人）

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 1
3 歳	54	18	19	19	5
4 歳	27	11	11	11	7
5 歳	54	11	11	11	8
計	135	40	41	41	20

（資料：子育て支援課）

表 6 児童館・児童センターの施設一覧

名称	開設年度	場所
向粟崎児童館	昭和 42 年	向粟崎 1 丁目 420 番地
内灘児童館	昭和 52 年	大清台 140 番地
室児童館	昭和 54 年	室イ 79 番地 1

(資料：子育て支援課)

表 7 学童保育クラブ一覧 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

名称	校区名	場所
向粟崎学童保育クラブ	向粟崎小学校	向粟崎 2-382 (向粟崎小学校内)
清湖学童保育クラブ	清湖小学校	向陽台 2-294 (清湖小学校敷地内)
鶴ヶ丘第 1・第 2 学童保育クラブ	鶴ヶ丘小学校	鶴ヶ丘 2-161-1 (保健センター 2 階)
内灘学童保育クラブ	大根布小学校	大清台 140 (内灘町文化会館内)
白帆台学童保育クラブ	白帆台小学校	白帆台 2-168 (白帆台小学校内)
北部学童保育クラブ	西荒屋小学校	西荒屋ハ 6-7 (西荒屋小学校内)

(資料：子育て支援課)

表 8 学童保育クラブのクラブ数と利用者数の推移 (各年度 4 月 1 日現在)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
クラブ数	7	7	7	7	7
利用者数 (人)	355	364	370	370	380

(資料：子育て支援課)

3 ニーズ調査の結果

① 子ども・子育てに関するアンケート調査の概要

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を下記の日程で実施しました。

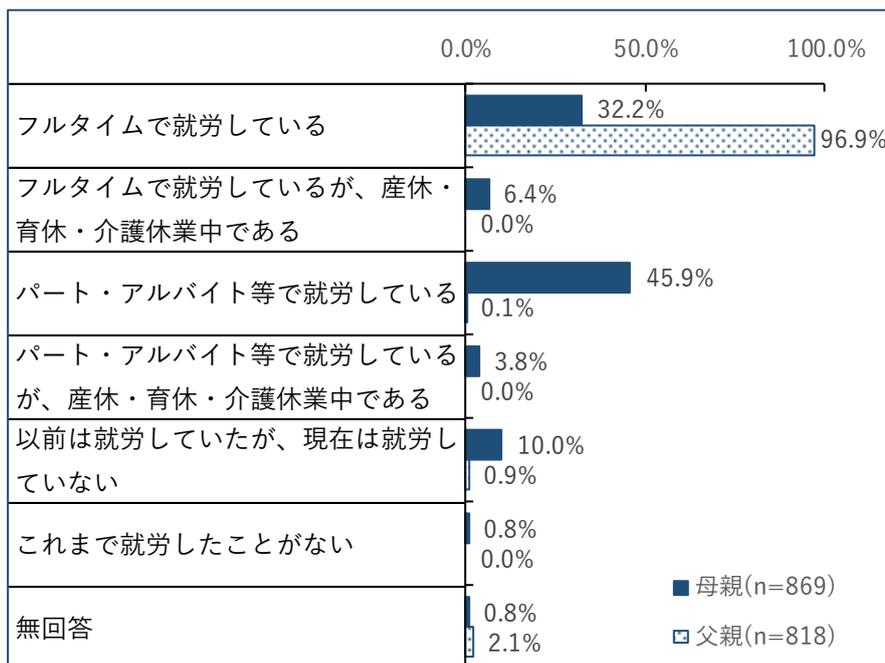
	就学前児童用調査	小学生用調査
調査方法	保育所等にて配布・回収 (一部郵送)	学校にて配布・回収
調査対象者	町内に在住する 0～6歳の就学前児童の保護者	町内に在住する 小学校1～4年生の児童の保護者
調査期間	平成30年12月14日～ 平成31年1月15日	平成31年1月8日～ 平成31年1月15日
対象者数	1,032票	854票
回収数	678票	711票
回収率	65.7%	83.3%

② 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

◎ 保護者の就労状況について

現在の就労状況について、母親は、就学前では8割以上が就労しており、フルタイムが3割を超えています。父親は9割以上がフルタイムで働いています。

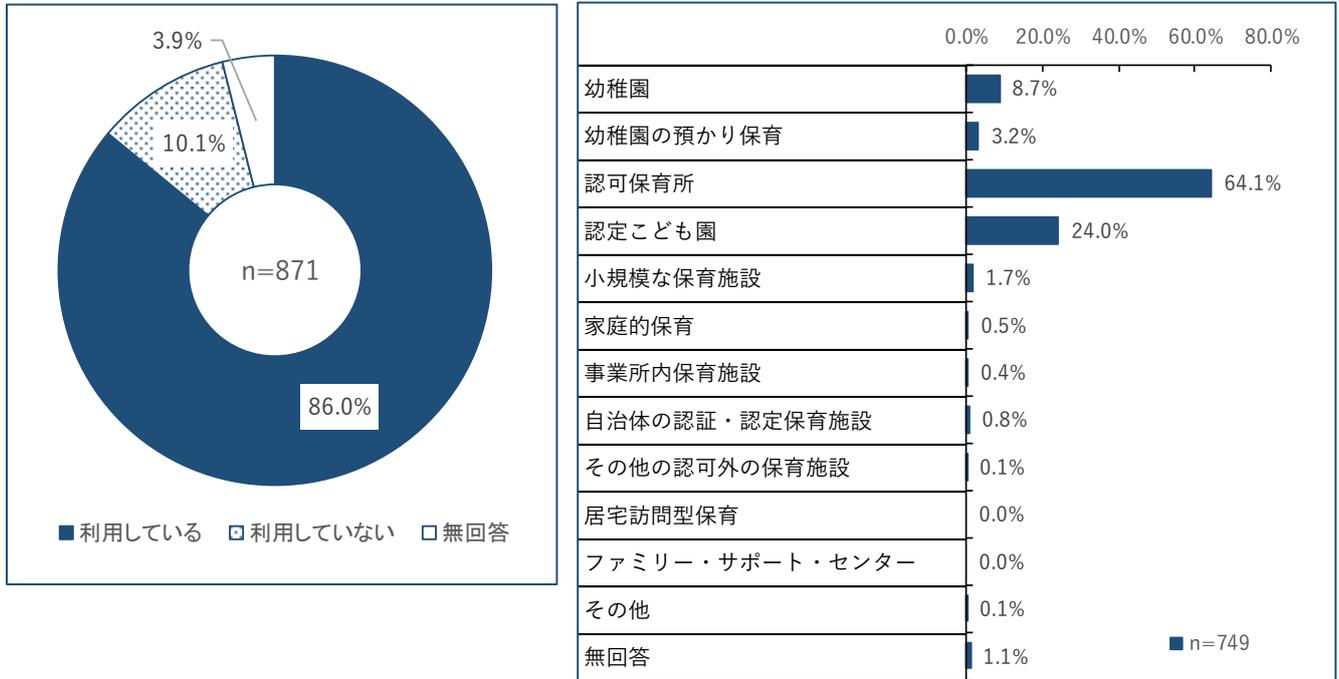
グラフ 16 【就学前】保護者の就労状況



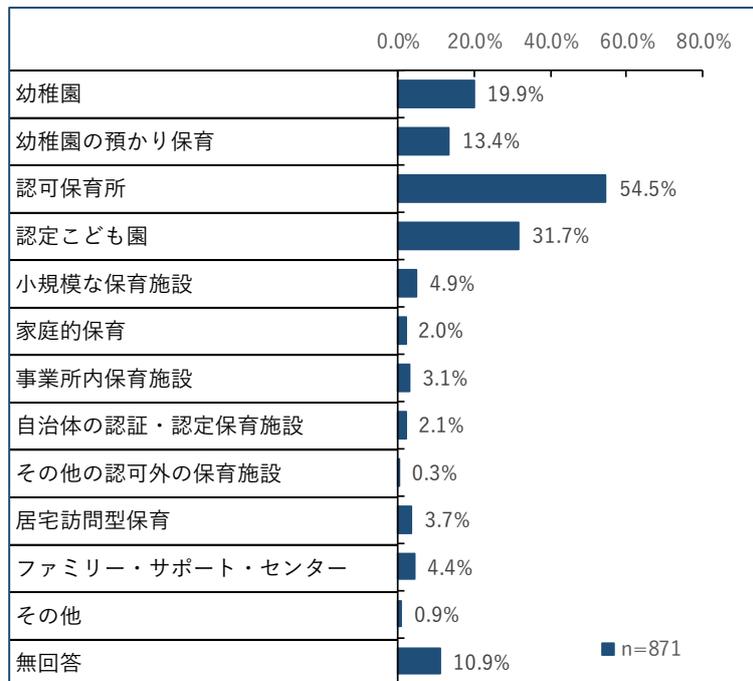
◎ 教育・保育施設等の利用について

保育所（園）、認定こども園を利用している人は、8割を超えています。

グラフ 17 【就学前】幼稚園や保育所等の利用



グラフ 18 【就学前】利用したい施設やサービス

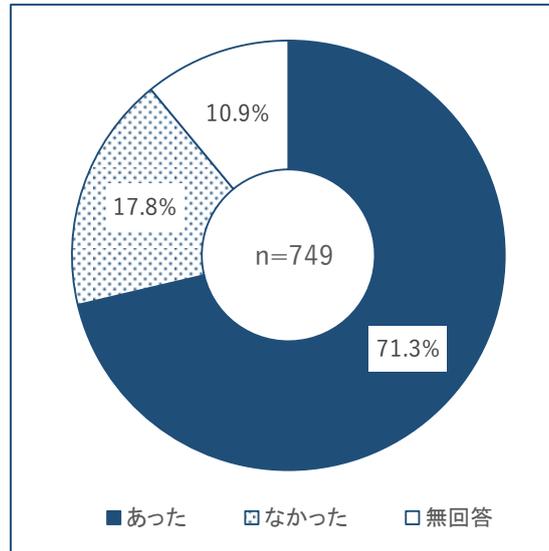


◎ 病児保育や不定期の事業について

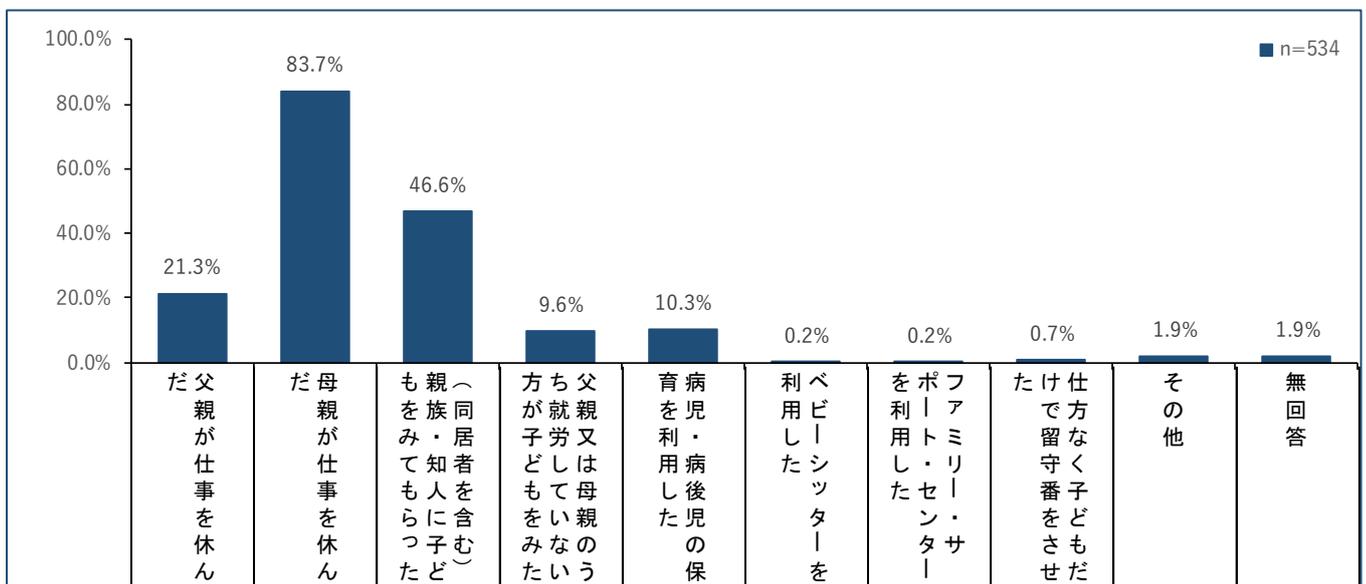
病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったことがあった人は、7割を超えています。

病気やけがの際の対処方法として、「母親が仕事を休んだ」が最も高くなっています。

グラフ 19 【就学前】 病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったこと

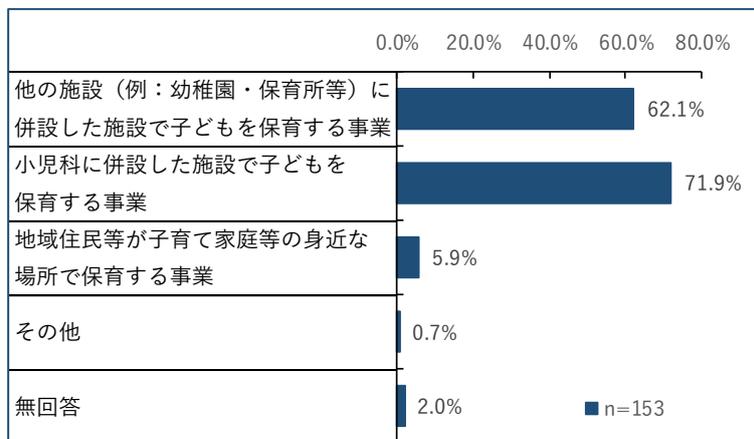


グラフ 20 【就学前】 利用できなかった場合の対処方法

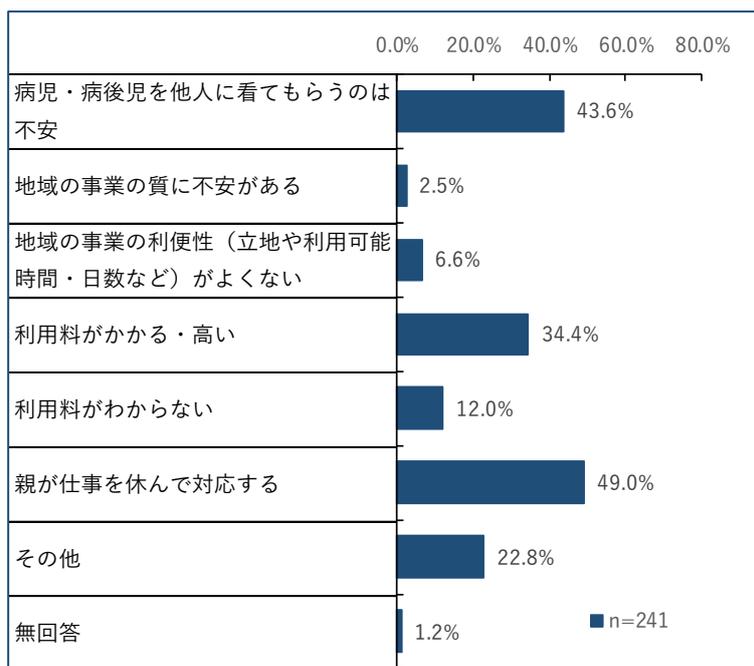


お子さんが病気やけがの際の理想的な事業は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」と「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が高くなっています。

グラフ 21 【就学前】望ましいと思う病児・病後児保育の事業形態



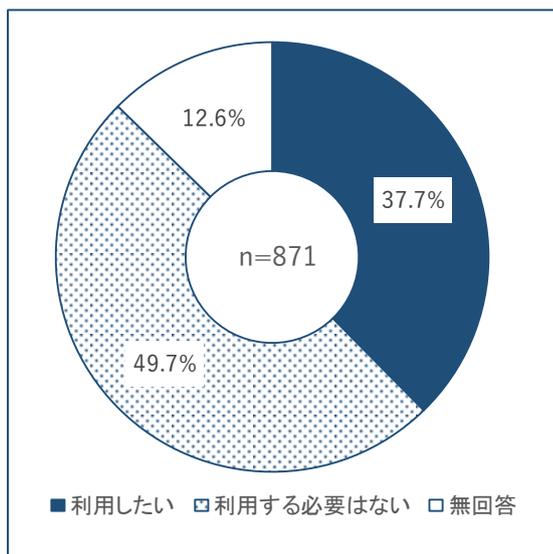
グラフ 22 【就学前】病児・病後児の保育施設等の利用を希望しない理由



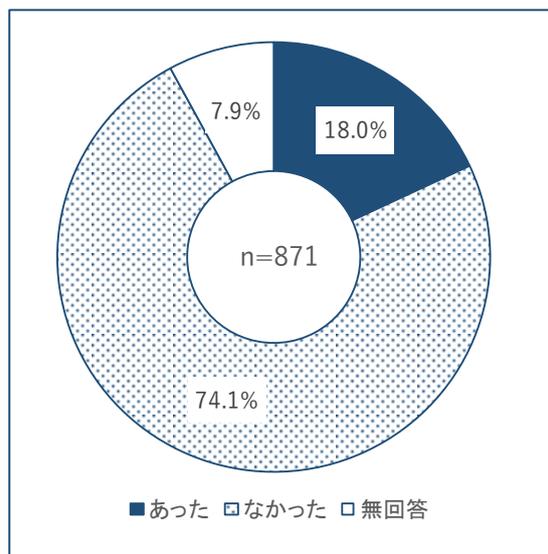
私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期的な仕事等を理由として、保育所等で実施されている「一時預かり」を利用したいと思うかについて、約4割が利用したいと回答しています。

この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気等の保護者の用事により、お子さんを「泊まりがけ」で家族以外にみてもらわないといけないことがあったかについて、約2割があったと回答しています。

グラフ 23 【就学前】「一時預かり」の利用意向



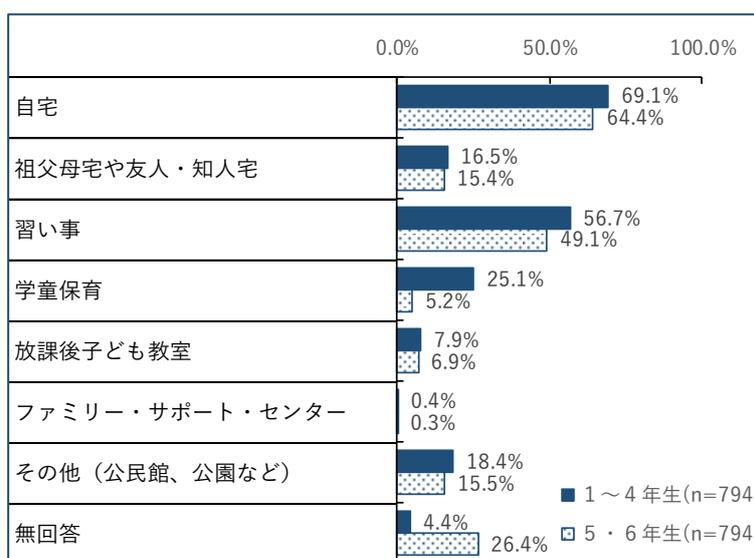
グラフ 24 【就学前】「泊まりがけ」で家族以外にみてもらわないといけないことの有無



◎ 放課後の過ごし方について

放課後に過ごさせたい場所について、学童保育は全体で約25%である一方、高学年になると約5%となっています。

グラフ 25 【小学生】放課後に過ごさせたい場所



第3章 計画の基本的な考え方

1 大切な視点

国から示された基本指針を踏まえて、内灘町の子ども・子育て支援事業計画を策定するうえで必要な視点を下記のように設定します。

① すべての「子育て」を支援する

- 子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に燦々(さんさん)とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です(内灘町子どもの権利条例)。
- すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります(内灘町子どもの権利条例)。
- すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を実施するとともに、安全で安心して行動できる環境が大切です。

② 「親育ち」を支援する

- 子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが重要です。
- より豊かな子育てを実現するため、男女共同の意識のもと、働き方や価値観等を理解しあい、お互いに配慮しあいながら、子育ての第一の責任者として、父親も母親も積極的に子育てに関わっていくという自覚が必要です。
- 出産を伴う女性の就労継続や子育て期の男性の長時間労働など厳しい状況が続く中、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要です。

③ 地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支援する

- 「子どもは、町の宝」、「次世代の担い手である子どもたちを地域ぐるみで育んでいこう」という社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすことが大切です。
- 地域の施設や様々な人材、団体等の資源を十分かつ効果的に活かす取り組みを進めることで、子どもや子育て家庭への支援を充実することが重要です。

2 基本理念

本計画を達成するにあたり、計画の理念を掲げます。

～子どもも大人も、内灘ぐるみで育て、育ちあうために～
**子育て、親育ちを温かく見守り支える
内灘づくり**

現在提供されている支援策の多くは、大人側の利便性が優先されたものが多く、子どもの目線が欠けたものとなっています。

子どもの豊かな感受性を育てたり、幼少期に養われていくはずの社会性を身につけさせたり、という取り組みが行き届かなくなっているのが現状です。自分らしさや、生きていくための社会性等は、幅広いかかわりあいのなかですくすくと伸び、また身についていくものです。

内灘町では、「子育て、子育て、親育て、親育ち」にかかわる支援を、個々の状況にあわせ、質的にも量的にも、より複合的な支援を行っていくことで、子どもの生存と発達を保障し、親が自信を持って「子育て」を行えるように取り組んでいきます。

子育てを「地域ぐるみによる次世代の親育て」として捉え、一人ひとりの子どもたちが健やかに育つため、親が子育てを通して喜びに満ちた生活を送るため、子育て・親育ちを温かく見守り支える内灘づくりのために、幅広い人々のつながり、町民、企業、行政の連携・協働を通して、地域の輪（ネットワーク）を広げていけるよう、一体的に取り組んでいきます。

3 基本目標

計画の基本目標を次のように定めます。

基本目標1 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

- 子どもにとって最善の利益を保障するため、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことを目指し、家庭、学校、地域等において子どものための環境づくりを進めます。
- 子ども一人ひとりの多様性や成長のペースを重視しながら、子ども自身の生きる力・育つ力を見守り、発達段階に応じた支援を行います。

基本目標2 子育てと親育ちを支える環境づくり

- 男女が協力して家庭を築き、子育ての楽しさや苦勞を分かち合いながら、「男女ともに子どもを育てる」ことを通して、子も親も成長できる環境づくりを進めます。

基本目標3 子育てを理解し、支え合える環境づくり

- 地域の一員である子どもたちを、町ぐるみで育てていくために、町民、企業、行政そして関連機関等、地域のさまざまな担い手が協力しあい、「子どもの健やかな成長と子育て家庭」を見守っていくための環境づくりを進めます。
- 母親となる女性だけでなく、父親となる男性も含めた「働き方の見直し」には、企業等の理解と協力が不可欠であるため、その環境づくりへの積極的な参加を推進します。

4 計画の体系

計画の理念や3つの基本目標に基づき、5つの基本方針を定めます。

基本理念

子育て、親育ちを温かく見守り支える内灘づくり

基本目標

- 1 子どもの健やかな成長を支える環境づくり
- 2 子育てと親育ちを支える環境づくり
- 3 子育てを理解し支え合える環境づくり

基本方針

- 1 地域における子育て支援の充実
 - (1) 子育て支援のネットワークづくり
 - (2) 子どもの健全育成
 - (3) 地域における人材の養成
- 2 乳幼児及び児童並びに保護者の健康の確保及び増進
 - (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
 - (2) 食育の推進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - (1) 次代の親の育成
 - (2) 家庭や地域の教育力の向上
- 4 職業生活と家庭生活との両立の推進
 - (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - (3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- 5 保護や特別な支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - (3) 障害児施策の充実

第4章 施策の展開

1 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- カンガルーム内灘では、利用者に対し、相談窓口としての役割や一時保育の実施など各種支援サービスを拡大してきました。随時、情報提供しながら、子育て世代の交流の場となり、子育てのネットワークづくりをさらに進めています。
- 町ホームページ、フェイスブックの他に、平成30年度より「いしかわ中央子育てアプリ」にイベント情報や子育て支援に関する情報を提供しています。
- 町内全ての保育所等において産休明けからの保育を実施しています。また、殆どの施設において看護師を配置し、体調不良時保育や休日保育を実施しております。また、町内全ての保育所等に防犯カメラを設置し、さらに町立保育所等に110番非常通報装置を設置し、安全安心な体制づくりに努めております。
- 平成27年度より学童保育クラブ入会対象が小学6年生まで拡大されたことや、共働き世帯等の増に伴い学童入会児童数が増加傾向であるが、待機児童は発生していない状況です。また、情緒や行動面等に何らかの援護を要する児童が増加傾向である事など指導員等の更なる資質の向上が求められています。
- 多子世帯の経済的負担を軽減する支援として、保育料の軽減や学童保育料の助成をしています。
- 子どもの居場所づくりとして、町立図書館では、ボランティアによる絵本の読み聞かせ等が定期的に行われています。
- 平成30年度から町立小中学校すべてにスクールカウンセラーが配置されたことで、教育センターへの相談依頼は減少していくことが見込まれます。
- 小学校の通学路安全点検（交通安全・防犯）において、県派遣のアドバイザーの他、警察（交通・防犯）、県道・町道管理者、町の交通安全・防犯担当、PTAや学校安全ボランティア等の協力のもと危険箇所の抽出や対応をしています。
- 町のイベント等で、中高生たちを中心としたボランティアサークル ZERO（ゼロ）が活動し、地域の中での交流を深めています。
- 冬場に、子どもの遊び場が少ないことについて今後の検討課題となっています。

事業実績の推移

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
カンガルーム内灘利用者数	19,951人	21,777人	21,827人	20,996人
保育施設併設支援センター利用者数	-	2,326人	2,128人	2,187人
カンガルーム内灘一時保育利用者数	-	204人	244人	314人
カンガルーム内灘一時保育利用時間	-	536時間	698時間	900時間

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ファミリー・サポート・センター 利用数	733件	413件	171件	289件
産前産後安心ヘルパー利用回数	78回	10回	95回	69回
町内保育園・認定こども園 子育て支援センター連絡会議	6回	6回	6回	6回
いしかわ中央子育てアプリ ダウンロード数	-	-	-	96件
学童保育クラブ入会児童数 (延べ人数)	3,857人	4,033人	3,997人	4,043人
スクールカウンセラー相談時間数	106時間	101時間	93.5時間	107時間
通学路交通安全プログラムに 基づく安全点検	1校	1校	1校	1校
登下校防犯プランに基づく安全 点検	-	-	-	6校
職場体験（わく・ワーク）	29人	28人	29人	25人
インターンシップ	2人	2人	2人	3人
わくわく土曜体験教室	-	-	20回 (462人)	24回 (522人)

取り組みの方向性

(1) 子育て支援のネットワークづくり

① カンガールーム内灘を中心とした子育て支援のネットワークづくり

地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援を実施するために、カンガールーム内灘を中心とした各種支援サービスや取り組みに対し、組織、情報のネットワークづくりを進めます。また、一時保育事業の利用者数が増加傾向にあるため、ニーズに応えられるよう人員を確保し、子育ての相談事業とあわせて職員の専門性を高めていきます。

② 子育て支援に関する情報提供の充実

各種子育て支援サービス等を利用者に十分周知させるため、子育て家庭が利用する病院やスーパー等の施設内の掲示の他、地域回覧板や地域情報誌において情報提供の充実を図ります。また、町ホームページやフェイスブック等を活用し、より多くの方への情報提供の機会を増やしていきます。

(2) 子どもの健全育成

① 学童保育クラブの充実

利用者のニーズを把握しながら、利用時間や定員の拡大等、昼間保護者のいない児童の放課後の居場所として、校舎の活用等により学童保育クラブの整備・確保を推進し、安全・安心な環境を整備します。

② 公民館等の地域資源を活用した子どもの居場所づくり

放課後子ども教室等に取り組むことで公民館等の公共施設を地域の子どもたち誰もが利用できる居場所とするとともに、子どもたち自身が各種イベント等の企画・運営に主体的に携わる機会を提供できるように取り組んでいきます。

また、カンガルーム内灘で利用日を拡充し、子どもの遊び場とするほか、少年の家や体育館等の地域資源を活用した中高校生を含めた子どもの活動の場を確保します。

③ 子どもの相談体制の充実

様々な悩みを抱えた子どもとその保護者の相談窓口について情報を提供するとともに、町立小中学校のスクールカウンセラーや、教育センターに配置されている公認心理師の専門家を中心に相談体制を充実します。

④ 子どもの安全を確保する活動の推進

子ども自身が自分の身を自分で守ることの大切さや手段を学ぶことのできる防犯教育を進めるとともに、関係機関・団体との情報交換や地域が一体となった防犯対策等により子どもの安全を確保するための活動を推進します。

(3) 地域における人材の養成

① 中高生ボランティアの受け入れ推進

中高生がカンガルーム内灘や保育施設併設支援センター等で、保育ボランティアとして乳幼児の世話を体験する機会を提供します。

② 地域内・世代間交流の促進

子どもや親が地域住民とふれあう機会の提供や地域の行事等に参加できる取り組みを進めるとともに、地域の中の子育て支援の担い手を発掘し、それら担い手による活動を支援します。このような交流を通して生まれる自主的な活動により、安心して子育てできる環境を築き、そこに住むすべての人にとって生活しやすい町づくりにつなげていきます。

2 乳幼児及び児童並びに保護者の健康の確保及び増進

現状と課題

- 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、関係機関との連携を十分に図り、切れ目のない支援を継続しています。今後も支援体制を整備、充実するとともにより広く周知することが求められています。
- 外国籍の親子に対し、母子保健事業等について理解をしてもらうため、多言語による情報提供を実施するとともに、通訳ボランティアの派遣等による支援を行っています。
- 障害の早期発見、早期療育を目的に健診時のアセスメントシートを有効活用し、各関係機関と連携しながら、健診後も経過観察児のフォローを継続しています。
- 健やかな食習慣の確立には家庭での食育が重要であり、乳幼児健診等を活用し、ライフステージの節目節目に食育事業を展開しています。
- 「食育」については、子どもの頃から家庭や学校、地域など様々な場所で学び、身に付けていくものであり、今後も「食べる力」を育てる取組みが重要になります。

事業実績の推移

表 1 母子手帳交付状況の推移

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子手帳交付数	193件	195件	205件	164件

表 2 訪問指導件数の推移

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問指導（妊産婦）	183人	190人	191人	200人
訪問指導（乳児※新生児含む）	183人	190人	193人	198人
訪問指導（幼児）	202人	187人	189人	179人

表 3 乳幼児健康診査（集団）受診状況の推移

事業内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月児健診	対象者数	200人	182人	186人	187人
	受診者数	195人	176人	181人	186人
	受診率	97.5%	96.7%	97.3%	99.5%
1歳6か月児健診	対象者数	220人	215人	205人	195人
	受診者数	215人	213人	197人	190人
	受診率	97.7%	99.1%	96.1%	97.4%
3歳児健診	対象者数	220人	241人	245人	221人
	受診者数	219人	240人	243人	219人
	受診率	99.5%	99.6%	99.2%	99.1%
5歳児健診	対象者数	231人	242人	220人	259人
	受診者数	230人	240人	215人	256人
	受診率	99.6%	99.2%	97.7%	98.8%

表 4 妊産婦・乳幼児健康診査（個人）受診状況の推移

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦健診 1～14回目	2,303人	2,509人	2,405人	2,141人
妊婦健診 15～17回目	-	25人	30人	25人
妊婦歯科健診	62人	70人	46人	50人
産婦健診	189人	185人	179人	190人
1～3か月児健診	188人	182人	175人	186人
9～11か月児健診	173人	150人	140人	157人

表 5 各種教室・相談参加人数の推移

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦教室	34人	23人	24人	16人
離乳食教室 (ひよっこサークル)	63人	75人	65人	46人
幼児発達相談	30人	30人	36人	37人
幼児ことばの教室 (あいうえ教室)	92人	113人	98人	98人
育児発達相談(来所)	51件	53件	51件	47件
育児発達相談(電話)	212件	267件	200件	229件
ヤングママセミナー	72人	59人	31人	42人
ベビーマッサージ	99人	107人	89人	86人
乳幼児対象の食育事業	51回 (921人)	51回 (929人)	51回 (880人)	51回 (912人)
保育所(園)児対象の 食育事業	2回 (60人)	2回 (34人)	4回 (153人)	3回 (232人)
小・中・高校生対象の 食育事業	29回 (301人)	16回 (627人)	16回 (567人)	12回 (426人)

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援を目指し、子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導、母子の健康保持・増進、疾病の予防や障害の早期発見・療育に向けた体制の更なる充実を図ります。また、妊娠期からの相談体制を整え、産後の母子に対する心身のケアなどを行う産後ケア事業を継続し、育児不安の軽減を図り、安心して子育てができるよりよい環境づくりに努めていきます。

(2) 「食育」の推進

心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるため、保育所（園）や認定こども園及び小中学校の給食や家庭科、生活科等の教育課程において、「食」への関心を醸成し、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組みを進めるとともに、食育活動を通じて学んだことを、家庭での共有も促進しながら、食育を推進していきます。

また、乳幼児期から発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、保育所等において、家庭や地域と連携しながら食育を推進していきます。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

- 中学生を対象とした「赤ちゃん和妈妈から学ぼう」では、生徒が乳幼児・保護者とふれあう機会として継続して実施しています。職場体験事業（わく・ワーク）については、幼児と触れ合う良い機会となり、生徒の心の教育に役立っています。また、育児の大変さを理解し、自分も大切に育てられたという感謝の気持ちにつながっています。
- 学校・家庭・地域社会が一体となって地域教育力の活性化を図りながら、子どもたちの豊かな心を育むため、心の教育推進事業を実施しています。また、学校の授業とは異なった体験型のスポーツや文化などの多彩な教室を土曜日に開催する「わくわく土曜体験教室」を平成29年度から実施しています。
- 各公民館等では、書道や珠算、空手等の児童向け教室や各種事業があり、多くの子どもたちの体験の場となっています。
- 子どもを地域全体で育む観点からも、学校及び家庭そして地域が連携しながら、「家庭と地域の教育力」を総合的に高めることが重要です。

事業実績の推移

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
内灘中学校『赤ちゃん和妈妈から学ぼう』	32組	41組	33組	13組
CAPセミナー	6回(249人)	3回(220人)	2回(148人)	2回(123人)
わくわく土曜体験教室	-	-	20回(462人)	24回(522人)
親子ふれあい事業	16回(1,016人)	15回(1,115人)	12回(871人)	18回(1,092人)
青少年健全育成事業	12回(972人)	8回(637人)	11回(952人)	8回(781人)

取り組みの方向性

(1) 次代の親の育成

保育所（園）や認定こども園、保護者の協力を得ながら、児童生徒が乳幼児・保護者とふれあう機会を拡充し、思いやりの心を育ていけるよう努めます。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育・親育ち支援の充実

多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供することにより、親として果たすべき役割や責任を自覚できるよう「親育ち」への支援を充実します。

② 公民館等における家庭・地域教育の充実

公民館における生涯学習をより充実させていくとともに、今後も各種事業等の内容を拡充していきます。また、町民にとって最も身近な公共施設として、子ども同士や親子、そして地域の幅広い世代が交流しあう場として活用します。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題

- 女性活躍推進の具体的事例や今後の展望についてのセミナーを実施しています。また、女性活躍推進法に関する記事を町広報誌に掲載したことにより、就労者や事業者、町民等の制度への理解を深めています。
- 仕事と子育ての両立を支援する環境づくりとして、急病で、保育所等や学校で過ごすには病状が回復していない病気のお子さんを保育する病児保育（金沢医科大学病院 病児保育室「すまいる」）の定員を令和元年10月に見直し、利用しやすい環境としています。
- 学童保育クラブの利用者ニーズに応え、令和元年12月に長期休暇中の開所時間を早め、就業時間の早い世帯等に対応しています。
- 不妊治療を受ける夫婦への助成事業により経済的負担を軽減し、治療を受けやすい環境整備を図っています。また、平成28年度より不育治療費の助成をしています。

事業実績の推移

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
石川中央広域圏男女共同参画推進協議会啓発事業の実施	1回	1回	1回	1回
ふらっとミニセミナー、その他講演会等の実施	5回	1回	1回	1回
文化芸術祭(総合文化祭)でのパネル展示の実施	1回	1回	1回	1回
女性活躍推進に関するセミナーの実施	0回	0回	1回	0回
学童保育クラブ入会児童数(3月)	283人	300人	282人	293人
保育所等入所児童数(3月)	1,030人	1,141人	1,154人	1,128人
一般不妊治療費助成	11件	9件	12件	11件
特定不妊治療費助成	13件	18件	14件	17件

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

① 意識改革を図るための広報・啓発活動の推進

国、県、関係団体等との連携を図りながら就労者、事業者、町民等の固定的な役割分担意識や職場優先の意識を改革するための広報・啓発活動を積極的に推進します。

② 関係法制度の広報・啓発活動の推進

育児休業制度や次世代育成支援対策推進法等の関係法制度に関する各事業者への啓発活動を進めるとともに、就労者がその理解を深めることで、制度の定着を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスや学童保育クラブの充実等により、様々な働き方に対応した子育て支援を展開します。

産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に整備します。

(3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

妊娠期の相談窓口として保健センターの他、カンガルーム内灘においても妊娠教室を実施し、妊娠から出産後までの支援を切れ目なく継続していきます。

5 保護や特別な支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

現状と課題

- 「要保護児童対策地域協議会」では子育て支援センターが事務局となり、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造とし、要保護児童等に対して適切な支援を行っています。更に対策の一環として、児童虐待防止対策として、児童虐待防止講演会を開催しております。講演会を基に、共通意識を持って見守り強化に努めています。また、民生委員・学校・保育施設に「関係者のための子ども虐待防止ハンドブック」を配布し、要保護児童対策地域協議会では地域の目での見守りや支援につなげています。
- ひとり親家庭に対して、経済的支援をしています。また、内灘町社会福祉協議会では「すみれ会」として、ひとり親家庭同士の情報交換や行事等を通し交流を深める環境づくりをしています。
- ひとり親世帯に対し、平成28年度より学習支援事業（小学生：夏休み、中学生：8月～2月）を開催しています。また平成30年度からは学習支援事業参加者に対し、孤食防止等居場所づくりとして、子ども食堂を実施しています。
- 障害に関する相談件数は年々増加しており、それに伴い、個々の対応も多様化しているが、相談支援専門員が不足しており、サービス支給までに時間を要しています。今後、個々に対応するため、必要な人員を確保することが求められています。
- 発達の気になる子どもについては、関係機関等が連携し、情報提供に努めています。また、「ママ支援会議」や、発達障害児等の保護者で構成される「あいうえ親の会」の活動に参加し、障害児福祉サービスの情報提供を行っています。今後も継続した支援が必要となっています。
- 保育所（園）、認定こども園、学童保育クラブ、小中学校の特別支援学級で、障害のある子どもを受け入れ、それぞれ保育士や教員等の補助員の加配を行っています。

事業実績の推移

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待防止講演会	55人	71人	68人	69人
要保護児童対策地域協議会 実務者会議	4回	4回	4回	4回
要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議	5回	2回	6回	4回
ひとり親家庭等児童奨学金 支給事業(延べ人数)	2,678人	2,729人	2,672人	2,441人
ひとり親世帯学習支援事業	0人	24人	12人	20人
障害児相談支援(延べ人数)	78人	71人	73人	100人
保育所等訪問支援 (延べ人数)	0人	3人	5人	4人
児童発達支援(延べ人数)	71人	38人	31人	31人
放課後等デイサービス (延べ人数)	536人	601人	553人	616人

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会が有効に活動するため、児童相談所と連携し、その運営の中核となるカンガルーム内灘への専門性を有する職員の配置や関係者の資質向上により機能強化を図ります。

② 子育てに関する相談体制の充実

現在設置されている相談窓口についてより一層広報するとともに、子育て家庭が育児不安やストレスを解消し、楽しく子育てに取り組めるよう、行政や専門機関だけでなく、地域の子育て経験者等に協力を得ながら、より気軽に相談できる場づくりに努めます。さらに、就学時や在学中の児童の保護者と、学校関係者等の関係機関の相談支援も行います。

③ 地域における見守り体制の充実

町民が児童虐待についての知識や理解を深める学習会の開催や広報誌等を通じた啓発活動とともに、地域住民と民生・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

精神的支援・就業支援・子育て支援等、自立に向けたトータルな支援を行うため、きめ細やかな相談や情報提供を行います。また、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部助成や、奨学金及び就学援助金の支給等、経済的支援を充実させていくとともに、学習指導や日常生活相談等により、家庭以外の居場所の提供も行います。

(3) 障害児施策の充実

① 相談・支援体制の充実

保育所（園）、認定こども園と連携しながら、保護者からの相談・支援体制を充実するとともに、就学後にも保護者と情報を共有できる場を確保します。

② 障害児保育・教育の充実

保育士・教員に対する研修の充実、保育士・幼稚園教諭・補助員の加配を行うなど、障害児保育・教育の充実に努めます。

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

本町においては、下記のように区域を設定します。

- 保護者が区域内においてサービスを選択でき、町としても概ね適正な需要調整が可能な点を踏まえて、「町全域」を教育・保育提供区域の基本とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、基本的に「町全域」としますが、「放課後児童健全育成事業」は小学校区を中心に施設・サービスが整備されていることから「小学校区」とします。

表 1 事業別教育・保育提供区域

	事業名	提供区域	考え方
教育・保育	「1号認定」3～5歳 学校教育のみ	町全域	・需要調整が可能であることから町全域とします。なお幼稚園は町内にないことから町外にて確保します。
	「2号認定」3～5歳 保育の必要性あり	町全域	・需要調整が可能であることから町全域とします。
	「3号認定」0～2歳 保育の必要性あり	町全域	・需要調整が可能であることから町全域とします。
地域の子ども・子育て支援事業	延長保育事業	町全域	・教育・保育施設で実施する事業であることから町全域とします。
	放課後児童健全育成事業	小学校区	・小学校区を中心にして、1箇所以上学童保育クラブが整備されていることから小学校区とします。
	地域子育て支援拠点事業	町全域	・カンガールーム内灘を中心に全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	利用者支援に関する事業	町全域	・利用調整等、町全域で行うべき事業であることから町全域とします。
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	町全域	・不定期に利用される事業であり、一定の提供区域内に利用場所を特定することが困難であることから町全域とします。
	乳児家庭全戸訪問事業	町全域	・保健センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	養育支援訪問事業	町全域	・保健センター、要保護児童対策地域協議会等において全町的に取り組んでいることから町全域とします。
	一時預かり事業	町全域	・需要調整が可能であるためことから町全域とします。
	病児保育事業	町全域	・町内では病児保育を金沢医科大学病院 病児保育室「すまいる」、ファミリー・サポート・センター事業で実施しているため
	子育て援助活動支援事業	町全域	・内灘町ファミリー・サポート・センター事業はカンガールーム内灘において全町的に取り組んでいることから町全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	町全域	・保健センターが全町的に取り組んでいることから町全域とします。	

2 第1期計画の実績及び幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

① 1号認定（教育標準時間認定）

対象児童は、満3歳以上かつ小学校就学前の、学校教育のみ受ける子どもで、幼稚園と認定こども園を利用できます。

・第1期計画の実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み（幼児教育の利用希望が強い2号認定含む）	171	165	165	167
うち他市町村の子ども	11	11	11	11
確保の内容	246	205	205	205
実績	137	113	117	91
うち他市町村の子ども	43	52	45	22

・実績

量の見込みを下回る実績で推移しました。

・第2期計画

単位（人）

	令和2年	実施時期					
	1月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み （幼児教育の利用希望が強い2号認定含む）	97	87	80	80	75	75	
上記のうち、 他市町の子ども	3	3	3	3	3	3	
②確保の内容	認定こども園・ 幼稚園	87	62	62	62	62	62
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0	0
	他市町の施設	48	48	40	40	30	30
②－①	38	23	22	22	17	17	

※「1号認定の3～5歳児」は「1号認定の3～5歳児」及び「2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）」のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるものの総数（幼稚園及び認定こども園の利用）。

・確保方策

内灘町内の認定こども園及び金沢市等他市町の幼稚園と認定こども園で対応します。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったことから満3歳児の幼稚園等へ入所する児童が見込まれます。

◎ 保育の必要な事由

保育の必要な事由	内容	利用区分	認定期間
就労	日常の家事以外の仕事をしており、保育が必要な場合（48時間/月以上の就労）	保育標準時間 保育短時間	最長3年
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと	保育標準時間	産前産後2ヵ月ずつ
疾病・障害	保護者等が疾病に罹り、若しくは負傷し、又は精神・身体に障害を有する場合	保育標準時間	最長3年
介護・看護	同居又は長期入院等している親族等の介護又は看護している場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年
災害復旧	震災、風水害等の復旧にあたる場合	保育標準時間	最長3年
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	3ヵ月
就学	学校又は職業訓練校等に在学している場合	保育標準時間 保育短時間	就学期間中
虐待・DV	虐待・DVのおそれがあり、保育を行うことが困難な場合	保育標準時間	最長3年
育児休業中の保育の継続利用	育児休業を受ける場合に休業開始前に既に保育所等を利用している児童で、同施設において継続利用が必要な場合	保育短時間	育児休業期間を限度とする
その他	上記に類する場合で町が認めた場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年

② 2号認定（保育認定）

対象児童は、3歳以上かつ小学校就学前の、保育の必要な事由に該当する子どもで、保育所（園）と認定こども園を利用できます。

・第1期計画の実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	573	553	553	556
うち他市町村の子ども	12	13	12	11
確保の内容	597	623	639	645
実績	574	594	615	621
うち他市町村の子ども	20	23	24	24

・実績

平成27年度から平成30年度までは量の見込みを上回る実績で推移していましたが、確保の内容を拡大し、対応しました。

・第2期計画

単位（人）

	令和2年	実施時期					
	1月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	648	608	592	598	598	579	
上記のうち、 他市町の子ども	23	23	23	23	23	23	
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	640	618	618	618	618	618
	他市町の施設	10	10	10	10	10	10
②－①	2	20	36	30	30	49	

・確保方策

内灘町内の保育所（園）、認定こども園及び金沢市等他市町の保育所（園）等で対応します。

③ 3号認定（保育認定）

対象児童は、3歳未満で保育の必要な事由に該当する子どもで、保育所（園）、認定こども園が利用できます。

・第1期計画の実績

単位（人）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	0 歳	1・2 歳	0 歳	1・2 歳
量の見込み	105	331	103	336
うち他市町村の子ども	9	20	9	20
確保の内容	117	336	110	373
実績	117	336	110	373
うち他市町村の子ども	17	21	14	1

単位（人）

	平成 29 年度		平成 30 年度	
	0 歳	1・2 歳	0 歳	1・2 歳
量の見込み	102	332	102	328
うち他市町村の子ども	9	19	9	21
確保の内容	120	350	103	342
実績	120	350	103	342
うち他市町村の子ども	9	20	10	17

・実績

平成 27 年度より量の見込みを若干上回る実績がみられました。平成 28 年度に幼稚園が認定こども園になったことから児童数が増加し、確保の内容を拡大し、対応しました。

		令和2年1月		実施時期			
				令和2年度		令和3年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		112	338	105	307	105	305
	上記のうち、 他市町の子ども	6	22	14	11	10	10
②確保の内容	認定こども園・保育所	110	334	105	312	105	312
	他市町の施設	2	4	0	4	0	4
②－①		0	0	0	9	0	11

単位（人）

		実施時期					
		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		105	315	105	305	105	300
	上記のうち、 他市町の子ども	10	10	10	10	10	10
②確保の内容	認定こども園・保育所	105	312	105	312	105	312
	他市町の施設	0	4	0	4	0	4
②－①		0	1	0	11	0	16

・確保方策

内灘町内の保育所（園）、認定こども園及び金沢市等他市町の保育所（園）等に対応します。

・保育利用率

0歳児の保育利用率は現在の利用状況や育児休業1年未満での保育希望が増加している事を踏まえ、目標を約60%とします。

1・2歳児の保育利用率は現在の利用状況等から、目標を約80%とします。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

- 認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設で、町内では現在3箇所あり、令和2年度にさらに1箇所移行予定です。
- 引き続き公立保育所の移行を検討するとともに、私立保育園にも移行を働きかけます。
- 認定こども園への移行を希望する保育園からの相談に対し、助言を行い、施設の円滑な移行を促進します。
- 将来的には、3歳以上の子どもの保護者が就労の有無に関わらず、どの施設でも選択できる環境を目指します。

②幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

- 子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭と幼稚園教諭、保育士が学校教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。

③質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

- 発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達と成長を支援します。
- 地域の教育・保育水準の維持・向上を図るために、町が定めた基準を満たすとともに、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質向上に努めるものとします。
- 保育所（園）、認定こども園、カンガルーム内灘においても、未就園児に対する一時預かりや相談・交流活動の充実により、地域の子育て家庭を支援します。
- 地域子ども・子育て支援事業は、全ての家庭及び子どもを対象として、妊娠・出産期から切れ目なく、地域のニーズに応じて多様かつ総合的な支援を実施します。

④地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

- 保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業と地域子ども・子育て支援事業を行う者が情報を共有できる協力体制を構築します。

⑤保育所（園）、認定こども園等と小学校等との連携の推進方策

- 子どもの育ちや発達には、乳児期、幼児期、学童期と連続しており、保育所（園）、認定こども園等から小学校へ通う機関が変わっても、成長は続いていくものです。この育ちの連続性を保つために認定こども園こども要録・幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録を活用し、保育所等と小学校間の情報共有を図ります。
- 子ども一人ひとりが遊びや生活を中心とする幼児教育から教科等の学習を中心とする小学校教育への変化に対応できるように、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携活動を充実します。

4 地域の子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

① 延長保育事業

保護者の就労等を理由に、継続的もしくは一時的に通常保育時間を超えての預かりが必要な子どもに対し、保育を実施する事業です。保育所（園）、認定こども園等で利用できます。

・第1期計画の実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み（実人数）	77	76	75	75
確保の内容	261	286	302	268
実績	261	286	302	268

・実績

いずれの年度も量の見込みを上回りました。

・第2期計画

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
確保の内容	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

※第2期計画の見込みは、実人数より年間延べ人数の方が全体の需要等が分かりやすいことから変更しております。

・確保方策

内灘町内の保育所（園）、認定こども園及び金沢市等各市町の保育所（園）等で対応します。

② 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3 第2項に基づき、日中保護者が就労等により不在にしている家庭の小中学生児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。平日の放課後のほかに、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

・第1期計画の実績

【向粟崎小学校区】

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	55	55	55	55
確保の内容	64	66	74	64
実績	64	66	74	64

【清湖小学校区】

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	55	55	55	55
確保の内容	69	65	71	70
実績	69	65	71	70

【鶴ヶ丘小学校区】

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	60	60	60	60
確保の内容	60	60	60	60
実績	53	59	53	54

【大根布小学校区】

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	110	110	170	85
確保の内容	158	163	159	85
実績	158	163	159	57

【白帆台小学校区】

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	-	-	-	95
確保の内容	-	-	-	112
実績	0	0	0	112

【西荒屋小学校区】

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	10	10	10	10
確保の内容	11	11	13	13
実績	11	11	13	13

• 実績

平成 27 年度以降、入会対象児童が小学 6 年生まで拡大した事や、共働き世帯の増加等により、量の見込みを上回りましたが、確保の内容を拡大し、対応しました。また、平成 29 年度には白帆台小学校開校にあわせ、量の見込み等計画の見直しをしました。

・ 第 2 期計画

単位 (人)

		令和 2 年 1 月	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
【向粟崎小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1 年生	21	32	32	30	23	33
		2 年生	16	18	25	25	25	17
		3 年生	6	13	13	15	16	14
		4 年生	0	6	4	4	5	5
		5 年生	2	0	1	1	1	1
		6 年生	0	1	0	0	0	0
		計	45	70	75	75	70	70
	②確保の内容	55	70	75	75	70	70	
	②-①	10	0	0	0	0	0	
【清湖小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1 年生	26	33	24	26	25	23
		2 年生	24	27	27	22	22	20
		3 年生	10	19	13	17	12	12
		4 年生	0	1	5	4	5	4
		5 年生	0	0	1	1	1	1
		6 年生	0	0	0	0	0	0
		計	60	80	70	70	65	60
	②確保の内容	60	80	70	70	65	60	
	②-①	0	0	0	0	0	0	
【鶴ヶ丘小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1 年生	22	16	23	16	24	16
		2 年生	11	22	18	19	12	19
		3 年生	10	11	11	11	10	7
		4 年生	6	7	3	4	3	3
		5 年生	0	4	0	0	1	0
		6 年生	0	0	0	0	0	0
		計	49	60	55	50	50	45
	②確保の内容	60	60	55	50	50	45	
	②-①	11	0	0	0	0	0	

単位（人）

		令和2年 1月	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	
【大根布小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	23	35	34	24	29	25
		2年生	19	20	30	29	18	23
		3年生	9	16	11	17	16	11
		4年生	1	7	4	4	6	5
		5年生	1	1	1	1	1	1
		6年生	0	1	0	0	0	0
		計	53	80	80	75	70	65
②確保の内容		85	80	80	75	70	65	
②-①		32	0	0	0	0	0	
【白帆台小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	46	49	58	58	54	53
		2年生	44	42	47	46	48	44
		3年生	5	38	26	28	28	28
		4年生	1	2	8	7	9	9
		5年生	0	1	1	1	1	1
		6年生	0	0	0	0	0	0
		計	96	132	140	140	140	135
②確保の内容		96	132	140	140	140	135	
②-①		0	0	0	0	0	0	
【西荒屋小学校区】	①量の見込み (必要利用 定員総数)	1年生	1	6	4	4	1	3
		2年生	3	1	4	2	5	1
		3年生	3	2	2	3	2	3
		4年生	0	2	1	1	1	1
		5年生	0	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0	0
		計	7	11	11	10	9	8
②確保の内容		10	11	11	10	9	8	
②-①		3	0	0	0	0	0	

・ 確保方策

【向栗崎小学校区】：向栗崎学童保育クラブで対応します。

【清湖小学校区】：清湖学童保育クラブで対応します。

【鶴ヶ丘小学校区】：鶴ヶ丘第一学童保育クラブと鶴ヶ丘第二学童保育クラブで対応します。

【大根布小学校区】：内灘学童保育クラブで対応します。

【白帆台小学校区】：白帆台学童保育クラブで対応します。

【西荒屋小学校区】：北部学童保育クラブで対応します。

③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業としては、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の体調不良や就労、育児疲れ等を理由に一時的に子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設等で連続7日間まで預かる事業です。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が就労等を理由に平日の夜間もしくは休日に不在となり、子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設等で生活指導や食事の提供等を行う事業です。

・第1期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	410	403	402	400
確保の内容	0	0	410	400
実績	0	0	0	0

・実績

一時預かり事業等の利用により、利用実績はありませんでした。

・第2期計画

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28	28	28	28	28
確保の内容	28	28	28	28	28

・確保方策

短期入所生活援助（ショートステイ）事業を継続して実施します。

④ 地域子育て支援拠点事業

子育て世帯の孤立を防ぐため、子育て中の親子が気軽に集まって互いに交流したり、相談したりすることのできる場を提供する事業です。また、子育てに関連する情報の提供や、各種講座等の開催も実施していきます。

・第1期計画の実績

単位（組：年間延べ組数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み（組）	10,332	10,404	10,284	10,140
確保の内容（か所）	9	9	9	9
実績（組）	13,133	14,394	14,313	13,654

・実績

いずれの年度も量の見込みを上回りましたが、対応しました。

・第2期計画

単位（組：年間延べ組数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（組）	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
確保の内容（か所）	9	9	9	9	9

・確保方策

カンガルーム内灘、保健センター、認定こども園、保育園で対応します。

⑤ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業を除く]）

◎ 一時預かり事業（幼稚園型）

年々増大する託児ニーズに対応するため、在園児を対象に、標準4時間とされる幼稚園型の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者に対して教育活動を行う事業です。

・第1期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	20,152	19,407	19,460	19,594
確保の内容 一時預かり事業 (幼稚園型)	20,152	19,407	19,460	19,594
実績	3,294	2,938	2,990	2,340

・実績

平成28年度に町内の幼稚園が認定こども園に変わったことから、対象となる児童数が減少したことや長期休暇中の実績がほとんどであったことより、量の見込み確保方策を大幅に下回る結果となりました。

・第2期計画

単位（人日：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
確保の内容 一時預かり事業 (幼稚園型)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

・確保方策

内灘町内の認定こども園及び金沢市等各市町の幼稚園と認定こども園で対応します。

◎ 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

保護者の就労やその他の突発的な事情、育児疲れ等を理由に、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、保育所(園)や認定こども園、地域子育て支援拠点等において預かり、必要な保育を行う事業です。

・第1期計画の実績

単位(人日:年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	1,243	1,232	1,225	1,216
確保の内容	2,482	2,772	1,990	2,116
実績	2,482	2,772	1,990	2,116

・実績

カンガルーム内灘において一時預かり事業を実施し、確保の内容を拡大したことから、量の見込みを大幅に上回りました。

・第2期計画

単位(人日:年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の内容	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

・確保方策

内灘町内の保育所(園)と認定こども園、カンガルーム内灘、ファミリー・サポート・センター事業で対応します。

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学校児童の保護者を会員として、児童の預かり援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する提供会員間の連絡調整等を行い、相互援助活動を支援する事業です。

・第1期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	480	480	480	480
確保の内容	733	480	480	480
実績	733	413	171	289

・実績

平成27年度が量の見込みを大幅に上回ったことにより確保の内容を拡大し対応しました。一方、平成28年度以降は量の見込みを下回り推移しました。

・第2期計画

単位（人日：年間延べ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		390	390	390	390	390
確保の内容	一時預かり	50	50	50	50	50
	病児保育事業	20	20	20	20	20
	送迎	320	320	320	320	320

・確保方策

事業内容に関する広報活動や提供会員の支援体制の充実とともに、養成講座を定期的を開催することで、提供会員の増員を図ります。

⑦ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

子どもが病中や病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、保育所（園）や医療機関等において、保育及び看護ケアを実施する事業です。

・第1期計画の実績

単位（人日：年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	1,004	1,004	983	980
確保の内容	1,320	1,320	1,320	1,320
実績	951	898	918	934

・実績

平成27年度以降量の見込みを下回り推移しました。

・第2期計画

単位（人日：年間延べ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		920	920	920	920	920
確保の内容	病児保育事業	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	ファミリー・サポート・センター事業	20	20	20	20	20

・確保方策

病児保育を金沢医科大学病院、病児保育室「すまいる」、病児病後児保育をファミリー・サポート・センター事業、体調不良時保育を町内の保育所（園）等に対応します。

⑧ 利用者支援事業

子どもやその保護者、妊娠中の方等が自身の希望する教育・保育及び地域子育て支援事業等にスムーズにアクセスできるように、家庭ごとのニーズを把握し、利用にあたって必要な情報提供や助言、関係機関との調整等を行う事業です。

・第1期計画の実績

単位（か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	1	1	1	1
確保の内容	0	0	1	1
実績	0	0	1	1

・実績

利用者支援事業（母子保健型）を平成29年度から実施しました。

・第2期計画

単位（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （基本型・特定型）	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
量の見込み （母子保健型）	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

・確保方策

カンガルーム内灘で基本型の設置をします。

⑨ 妊婦健康診査事業

母子の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、14回の妊婦一般健診について助成を行います。

・第1期計画の実績

単位（人回：年間延べ健診回数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	2,772	2,716	2,688	2,674
確保の内容	2,772	2,716	2,688	2,674
実績	2,321	2,534	2,435	2,166

・実績

平成27年度以降、量の見込みを下回り推移しました。

・第2期計画

単位（人回：年間延べ健診回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
確保の内容	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150

・確保方策

石川県内の産婦人科の病院または診療所および助産所で受診できる体制を維持します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

乳児のいる家庭の孤立を防ぎ、養育上の諸問題への支援を図ることを目的として、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う事業です。

・第1期計画の実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み (年間の訪問人数)	198	194	192	191
確保の内容	200	194	192	198
実績	200	190	189	198

・実績

概ね計画通りの結果となりました。

・第2期計画

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間の訪問人数)	188	188	188	188	188
確保の内容	188	188	188	188	188

・確保方策

助産師及び保健師により、引き続き全戸訪問を実施します。孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげます。

⑪ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業

◎ 養育支援訪問事業

健診後の経過観察児の家庭状況の把握と養育相談を随時実施する「経過観察児訪問」と、虐待予防の観点から早期支援と再発予防のための個別相談を行う「虐待予防訪問」を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

・第1期計画の実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み (年間の訪問人数)	73	71	71	70
確保の内容	78	124	71	76
実績	78	124	60	76

・実績

平成28年度は量の見込みを大幅に上回りましたが、確保の内容を増やし対応しました。その他の年度は概ね計画通りの結果となりました。

・第2期計画

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間の訪問人数)	70	70	70	70	70
確保の内容	70	70	70	70	70

・確保方策

支援を必要とする家庭の早期把握や早期支援に努め、関係機関との連携強化を図り、育児不安の解消や負担の軽減、虐待防止を図ります。

◎ 産前産後安心ヘルパー派遣事業

妊婦及び産婦の子育てを支援するため、体調不良等により育児又は家事が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、助言を行います。利用は、土日祝を含み午前9時から午後5時までの時間帯、産前・産後通じて上限は30日、1日4時間までとなっています。

・第1期計画の実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	3	5	5	5
確保の内容	3	5	6	5
実績	4	1	6	5

・実績

平成28年度は量の見込みを下回りましたが、概ね計画通りの結果となりました。

・第2期計画

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5	5

・確保方策

支援を必要とする方に対し、ヘルパーの派遣を行います。

◎ 要保護児童対策地域協議会

内灘町要保護児童対策地域協議会を設置し、特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦）、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努め、これら児童や家庭に関わる機関が情報共有し、連携して当該家庭及び児童への支援、対応をしています。

・第1期計画の実績

単位（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み (年間の対応人数)	64	64	64	63
確保の内容	64	64	64	63
実績	31	36	37	53

・実績

平成27年度から平成29年度は量の見込みを大幅に下回りました。平成30年度は、全国でも深刻な虐待事案があった影響から、当町においても児童虐待への関心が高まり通告・相談件数が大幅に増加しました。

・第2期計画

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間の対応人数)	60	60	60	60	60
確保の内容	60	60	60	60	60

・確保方策

専門性を有する職員の配置や関係者の資質向上、関係機関の連携・協力により機能強化を図ります。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して低所得世帯の保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育の無償化に伴い、給食費（副食費）の取り扱いが実施され、本事業の対象者が見直されました。

特定教育・保育施設等に入所する低所得者世帯以外の保護者に対し、町独自で給食費（副食費）の助成を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

① 庁内推進体制の確立

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度を今後も効果的に運用していくため、引き続き教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の一元的な実施及び庁内関係課間の連携強化に努めていきます。

② 市町そして県町相互間の連携及び協働

県及び町は、教育・保育施設の認可・認定や確認、指揮監督を行う際に互いに必要な情報を共有し、密に連携を図っていきます。

町は、住民が希望する管外保育を円滑に利用できるよう、当該保育事業者が所在する市町と連携を図り、迅速に同意が行われるように努めます。

③ 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

町は、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めます。

2 計画の進行管理

各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価を行い、改善につなげることで、「PDCAサイクル」（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）の実効性を高めていきます。

「内灘町子ども・子育て会議」では毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価を行うとともに、施策や事業に関する問題提起や改善提案を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

評価結果については、広報誌やホームページを活用して広く公表し、地域住民の意見を把握するなど、次年度以降の取り組み方針に適切に反映していきます。

第7章 資料編

1 内灘町子ども・子育て会議委員名簿

区分	役職名	氏名
学識経験者	石川県立保育専門学園 園長	高野 史朗
子ども・子育てに関する 事業に従事する者	主任児童委員	番匠 尚
	保育ボランティア団体 代表	塩谷 佑子
	鶴が丘保育園 園長	小松 満美
	保健センター 所長	上前 久美子
	北部保育所 所長	米田 尚美
法第六条第二項に 規定する保護者	保護者代表	浅井 未紗
		前 友紀
町長が適当と認める者	人権擁護委員	松田 京子

事務局	町民福祉部長	上島 恵美
	子育て支援課長	高平 紀子
	子育て支援センター所長	西村 美和
	子育て支援課課長補佐	高木 雄樹
	子育て支援課総括主査	甲野 和俊
	子育て支援センター事務担当	朝倉 彩子

2 内灘町子ども・子育て会議設置条例

○内灘町子ども・子育て会議設置条例

平成二十七年九月二十八日

条例第二十一号

(設置)

第一条 内灘町における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、内灘町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 子育て会議は、次の各号に規定する事項を所掌する。

- 一 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- 二 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 三 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- 四 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- 五 その他町長が特に必要と認めた事項

(組織)

第三条 子育て会議は、委員十名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 二 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 法第六条第二項に規定する保護者
- 四 その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし再任は妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 子育て会議に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第六条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、町民福祉部子育て支援課内において処理する。

(委任)

第八条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十一月一日から施行する。

3 策定経過

日時	協議の内容等
平成30年12月14日～ 平成31年1月15日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
平成30年12月20日	平成30年度第1回 子ども・子育て会議 ニーズ調査についての説明
平成31年3月27日	平成30年度第2回 子ども・子育て会議 ニーズ調査についての結果報告
令和元年6月27日	令和元年度第1回 子ども・子育て会議 子ども・子育て支援事業計画の視点について
令和元年11月22日	令和元年度第2回 子ども・子育て会議 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年2月3日～ 令和2年2月20日	パブリックコメントの実施
令和2年2月20日	令和元年度第3回 子ども・子育て会議 子ども・子育て支援事業計画について